

BTMU

中国月報

第75号 (2012年4月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ 2012年の全人代と中国のマクロ政策動向

■ 経済

- ◆ 穀物貿易の現状とそこから示唆される課題

■ 産業

- ◆ 中国石油業界の概要

■ 人民元レポート

- ◆ 金融市場見通し～2012年全人代を終えて

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～インド最高裁判所における Vodafone 訴訟についての判決、及び当該判決が
中国における持分の間接譲渡に与える影響について
- ◆ 法 務：従業員に競業禁止義務を課するにあたって
—最近の中国における法的実務からの考察—

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行

目 次

■特 集

- ◆ 2012 年の全人代と中国のマクロ政策動向
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 香港駐在1

■経 済

- ◆ 穀物貿易の現状とそこから示唆される課題
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 調査部10

■産 業

- ◆ 中国石油業界の概要
三菱東京UFJ銀行（中国）企画部 企業調査チーム15

■人民元レポート

- ◆ 金融市場見通し～2012 年全人代を終えて
三菱東京UFJ銀行（中国）環球金融市場部26

■スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～インド最高裁判所における Vodafone 訴訟についての判決、及び
当該判決が中国における持分の間接譲渡に与える影響について
プライスウォーターハウスクーパース中国29
- ◆ 法 務：従業員に競業避止義務を課するにあたって
—最近の中国における法的実務からの考察—
北京市金杜法律事務所32

■MUFG中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特 集「2012 年の全人代と中国のマクロ政策動向」は、3 月 5 日から開催された今年の全人代（日本の国会に相当）で決定した 2012 年の中国の発展目標、マクロ政策の方向と今後の課題について考察しています。全人代の発表について、2012 年の GDP 成長率目標が昨年の実績値 9.2%よりかなり低めの 7.5%に設定されたほか、マクロ政策動向の特徴として、地方政府に対する財政支援策の強化、不動産価格抑制策の継続、企業と個人の税負担軽減等を挙げています。2012 年の発展目標は、経済成長モデルの転換と質の向上を重視した内容で、総じて第 12 次五ヵ年計画（2011～15 年）の政策の流れに沿ってはいっているものの、医療衛生、社会保障等の民生問題や減税問題に大きな改善が見られなかった為、決議の際の批判票率が高く、民間の強い不満が浮き彫りになったと指摘した上で、今秋発足する新指導部の下では、腐敗、汚職、貧富の格差課題などに対する国民の不満を和らげ社会安定を図るため、政治、経済面の各種改革の実施テンポが若干速まる可能性があるとしています。

経 済「穀物貿易の現状とそこから示唆される課題」は、中国内外で動向が注目される中国の主要穀物の需給について、貿易統計を基にその現状と課題について検証しています。中国の農林水産物の貿易収支の動向を見ると、2008 年に赤字に転じて以来、赤字幅が拡大し、数量ベースでも赤字幅が拡大傾向にあり、その主因はいずれも大豆の輸入増加にあるとしています。その背景には、①所得水準の向上に伴い大豆の需要が生産量の伸びを大きく上回って拡大したこと、②国産大豆の価格が高く競争力が低いこと、③中国の大豆の生産性が相対的に低いこと、④大豆生産に大量の水が必要であること等の要因があると指摘した上で、中国の大豆の輸入拡大の現状は、水資源問題の改善に時間がかかる中で、国内の食糧安定供給と工業・生活用水の確保を両立させる高度な戦略的選択の結果と言えるのではないかと分析しています。

産 業「中国石油業界の概要」は、中国石油業界の動向に焦点を当て、需要と供給に関する今後の展望についても纏めています。中国では、高い経済成長、所得水準の向上、都市化の進展等を背景に今後もエネルギー消費量の増加が見込まれ、特に、自動車保有台数の増加や物流需要の活発化に伴い、運輸部門の主なエネルギー源である原油の需要増加は確実と見ています。一方、中国国内の原油生産量は中長期には減少が予想されることから、原油輸入量は引き続き増加する見通しですが、原油の増産余力を持つ国は中東諸国が中心であるため、原油調達は地政学的リスクを孕む不安定な状況が続くと見ています。また、石油関連事業は、国有大手 3 社による寡占マーケットとなっており、今後も石油製品に対する需要増加が確実と見られるなか、各社とも現状では収益性が高くない石油精製への設備投資を行わざるを得ないと指摘しています。中国の石油市場の動きが世界全体に与える影響は極めて大きいこともあり、地政学リスクの回避や収益力強化に向けた中国政府や国有大手 3 社の今後の動きが注目されるとしています。

人民元レポート「金融市場見通し～2012 年全人代を終えて」は、先般の全人代で本年の成長目標が 7.5%に引き下げられ、その後諸外国で中国の景気減速を懸念する報道が目立つ中、足元の景気動向を確認しつつ、今後の金融市場動向について予想しています。最近の市場動向を見ると、物価上昇の落ち着き、内需の不冴え、成長速度の鈍化を受けて、当局は市場の資金流動性を潤沢にすることと、人民元為替を安定させることの併せ技で、一時的に景気の下支えを行っている段階にあると見られるものの、現状、景気を上向かせる程の明確な効果は認められないと指摘しています。今後の金融市場については、全人代において、不動産抑制策を堅持し、賃金上昇や資源価格を主因とした物価上昇に警戒が示されるなど、全面的な緩和政策へのシフトを明確に読み取ることは難しかったものの、足元の景気の減速感は徐々に鮮明になりつつあることから、上半期中の政策金利の引下げ開始の可能性も否定できないとの見方を示しています。

スペシャリストの目

税務会計「中国の税務」は、日系企業から受ける税務に関する質問のうち実用的なテーマを取り上げ、Q&A 形式で解説しています。今回は、インド最高裁判所における Vodafone 訴訟についての判決（インド国外での外国企業株式の売却から生じるキャピタルゲインについて、当該取引にインド企業の間接的譲渡が関係している場合でも、インドの税務当局は課税権限を持たないとする判断）、及び当該判決が中国における持分の間接譲渡に与える影響について分析しています。

法務「従業員に競業禁止義務を課するにあたって—最近の中国における法的実務からの考察—」は、競業禁止（競業禁止）について、定義と関連規定を紹介し、具体的な問題と対応策について解説しています。労働契約、秘密保持契約上に「競業禁止」条項を設定するにあたっての問題点として、「競業禁止の適用対象者」「競業禁止の補償金の支払い基準」「補償金の支払い方法」「使用者の違法行為により労働契約解除に至った場合の従業員の競業禁止義務」「競業禁止義務に違反した場合の違約責任」について解説した上で、近年、中国での人材流出の加速に伴い、日系企業においても営業秘密、技術秘密の保護に対する関心が高まる一方、従業員の権利意識も高まりつつあり、競業禁止を巡る労使間の紛争が増加傾向にあるため、今後いかに会社の実情を踏まえ、従業員に対する競業禁止義務を適用するかが企業にとって重要な課題になると指摘しています。



2012 年の全人代と中国のマクロ政策動向

三菱東京UFJ銀行
経済調査室 香港駐在
シニアエコノミスト 范小晨

2012年3月5日から14日にかけて北京で開かれた今年の全人代^(注1)において、政府活動報告、財政予算案などが採択され、政府活動の中心内容及び経済発展目標が明らかになった。本レポートでは2012年の中国の経済・社会発展の目標、マクロ政策の方向及び今後の課題について考察する。

1.GDP 成長率目標を 7.5%に設定～経済発展の質と効率の向上を重視

全人代の初日に温家宝首相が政府活動報告を行い、2012年の実質 GDP 成長率目標を 7.5%とすることを発表した。この目標値は 2011 年の GDP 成長率実績値 9.2%よりかなり低めであり、2004 年以来 8 年ぶりに 7%台の経済成長率が政府年間目標値として設定された(図 1)。

この GDP 成長率目標引き下げについて、温家宝首相は、「国際経済情勢の複雑な状況、及び国内の経済構造調整の必要性を反映したものである」とした上で、「今後の経済発展モデルの転換に政府活動の重点を置き、省エネと環境保護にも配慮しながら経済発展の質と効率を向上させ、より長期的かつ高いレベルでの良い発展を図る目的があった」と説明した。

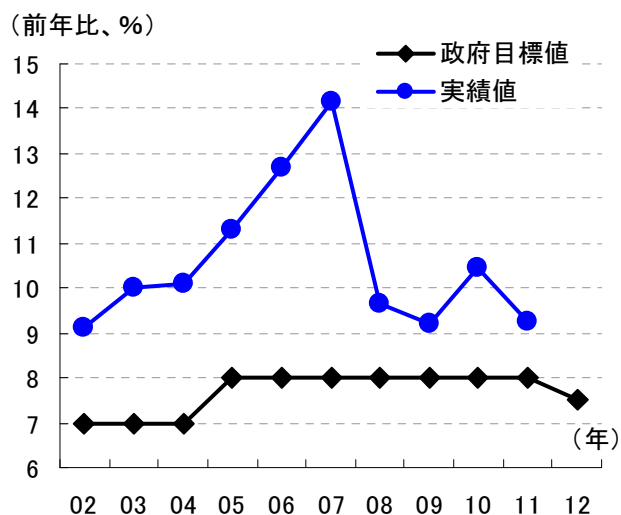
実際、中国の中期的な GDP 成長率については、2011 年 3 月に公表された第 12 次五カ年計画(2011～15 年)では外需依存型から内需主導型への発展モデル転換、及び経済成長の質と効率の向上が強調され、既に第 11 次五カ年計画(2006～10 年、7.5%)より 0.5%低い 7.0%に設定されていた。今年の GDP 成長率政府目標値(7.5%)は第 12 次五カ年計画の内容に沿ったものであり、特に意外性はなかった。

国連人口予測によると、2015 年に中国の生産年齢人口がピークアウトするため(図 2)、労働力供給不足問題は今後徐々に深刻化すると考えられる。また、中国政府は第 12 次五カ年計画の中で、今後 5 年間の最低賃金の年平均上昇率を 13%以上にするという目標を掲げている。労働コストの高いペースでの上昇は当面継続するものと見られる。

(注 1) 「全国人民代表大会」の略称。日本の国会に相当し、毎年 3 月初めに約 10 日間にわたり開催される。全国各省、自治区、直轄市、軍の代表で構成され、代表人数は約 3,000 人。

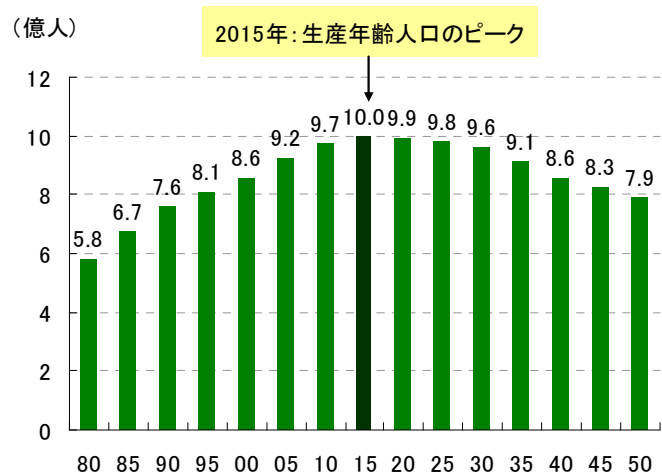
賃金上昇は購買力の向上を通じて個人消費の増加要因となる一方で、生産性向上ペースを上回る場合には、経済成長の阻害要因となる恐れもある。今年秋の次期指導部への交替後、新政府がいかに労働力人口減少のデメリットを労働力の質と生産性の向上で吸収し、外需主導型から内需主導型経済へモデル転換していくかが重要な課題となろう。

図1 GDP成長率の政府目標と実績の推移



(出所)CEIC、政府発表より
三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

図2 中国生産年齢人口の推移



(注1)生産年齢人口=15歳以上65歳未満の人口 (年)
(注2)2015年以降は予測値
(出所)国連より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

2. 地方財政に対する支援策の強化

財政政策に関しては、2012年も積極的な財政政策の継続が確認され、財政赤字の目標値が8,000億元に設定された。昨年に続き2年連続で赤字目標値が縮小され、財政赤字対GDP比が1.5%程度に抑制される計画となった。

今回の全人代では、地方財政関連の支援策が特に注目されている。まず、2012年に中央政府が地方政府に代わって発行する地方債の金額は、昨年より500億元増の2,500億元となった。また、2012年の中央政府から地方政府への財政移転額は、前年実績比+13.0%の4.5兆元とされた。

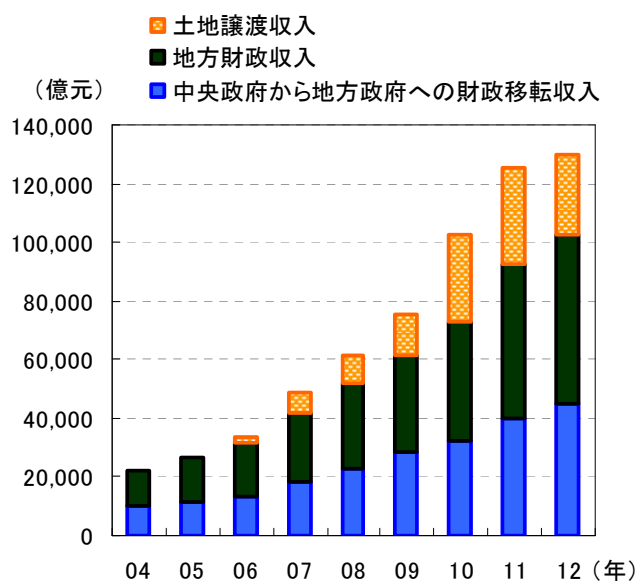
地方政府の債務問題に対応するため、今年から返済リスクによる債務の分類管理と予算内管理を実施し、短期的な対応策と長期的な管理制度整備を組み合わせることで地方政府債務の新規増加を抑制し、債務返済リスクに対する管理を強化することになった。具体的な措置として、財政部長官は全人代で、①地方債務の分類管理と地方債務返済基金の設立による償還資金供給の確保、②地方融資プラットフォームの整理継続、③政府と政府関連部門に

よる担保の禁止の徹底、④健全な地方政府債務管理体制とリスクモニタリング体制の構築の加速、などに言及した。

この背景には、近年、地方政府の保障性住宅建設や医療などの民生向け支出が増え続ける中で、中央政府が主導する不動産価格抑制策の実施によって地価が下落し、予算内の別枠の地方政府性基金項目下で管理されている土地譲渡収入が急減しているという事情があった（図3）。

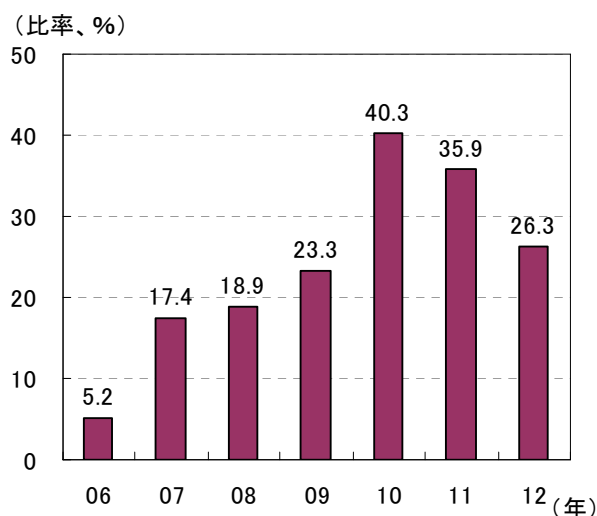
土地譲渡収入の地方一般財政収入（地方財政収入と中央から地方への財政移転収入から構成される）に対する比率をみると、不動産価格の上昇によって2006年の5.2%から2010年に40.3%まで急上昇した後、2011年には住宅購入規制策の実施によって35.9%まで低下してきた。2012年について、財政部発表の土地譲渡収入予測値及び政府予算案に基づいて試算すると、同比率はさらに26.3%まで低下する可能性が大きい（図4）。地方政府は土地譲渡収入を当てにできなくなっている。

図3 地方予算内財政収入の主な項目の推移



（出所）CEIC、2012年政府予算案、財政部予測値など
より三菱東京UFJ銀行経済調査室（香港）作成

図4 土地譲渡収入の地方一般財政収入
に対する比率



（出所）CEIC、2012年政府予算案、財政部予測値など
より三菱東京UFJ銀行経済調査室（香港）作成

地方債務問題について、昨年発表された会計審査署の統計によると、2010年末に10.7兆元に達した中国の地方政府債務残高の約半分は今後4年以内に返済期限を迎える。2009年以降、銀行ローンで調達した資金の多くが3年～5年の融資期間となっていたため、これから数年間、地方政府の債務返済負担は大きい（図5）。

2011年に関しては、全人代記者会見で温家宝首相が、「地方債務総額は3億元増とほぼ横ばいとなり、債務増加に対するコントロールが順調であった」と発表した。この数値を用いて試算すると、2011年の中央と地方の債務を合わせた中国の政府債務総額は前年比で2.6%の増加にとどまり、名目GDPに対する比率は38.0%と、前年の43.5%より低下したものと推計される(図6)。

今後、不動産市場に対する引き締め政策が持続される影響で土地譲渡収入が大幅に減少し、地方政府の債務返済力に問題が生じるリスクが警戒されている。ただ、低水準の財政赤字(対GDP比1.5%)及び中央政府が所有している膨大な潜在的財源(未上場の国有資産、上場国有企業の国有株、特許経営権など)を考慮すると、中央政府が支援策を講じて救済する財政余裕は十分あり、国家レベルでみた場合、地方債務問題は対処可能な範囲内にあると言ってよいように思われる。

図5 地方政府債務の返済年次別の状況

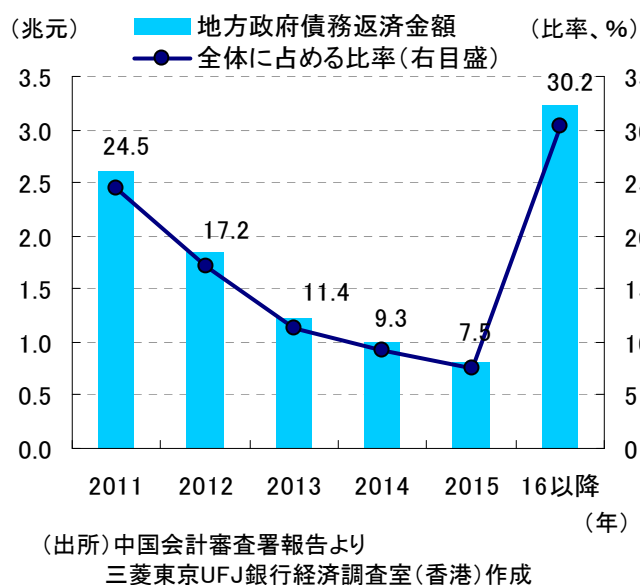
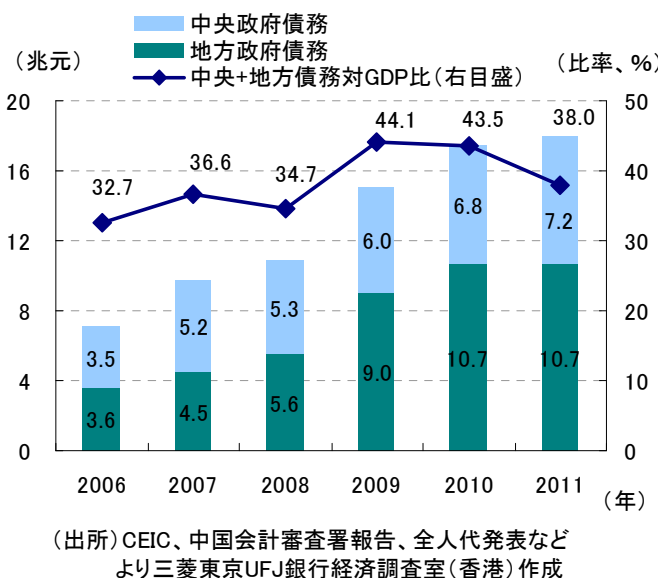


図6 政府債務総額と名目GDPに対する比率

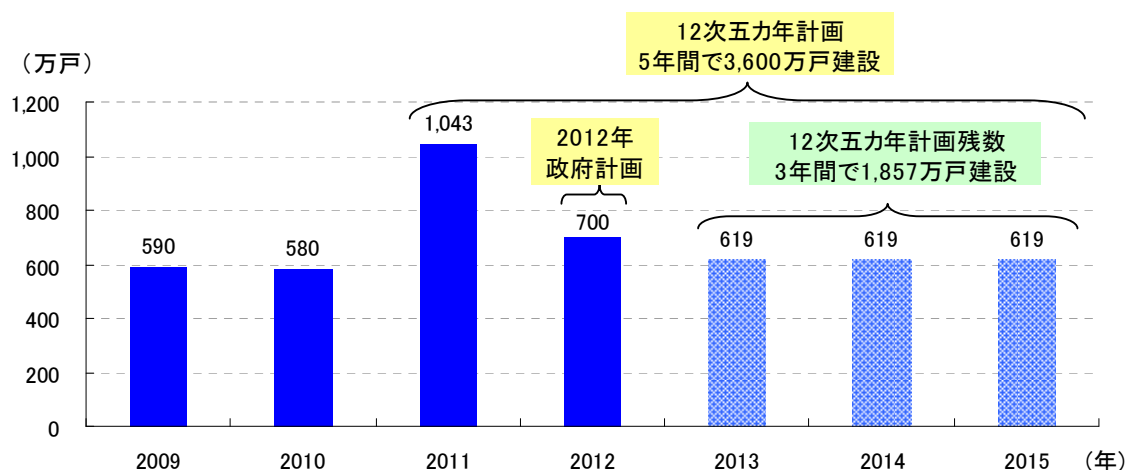


3. 不動産価格抑制策と保障性住宅建設の継続

2010年に導入された不動産価格抑制策は、投機や投資目的での不動産購入ニーズ抑制に効果を発揮してきた。今後、中国の経済成長率の鈍化及び土地譲渡収入減少による地方財政悪化が懸念される中で、不動産価格抑制策緩和への期待が高まっていた。しかし今回の全人代では、従来の住宅購入規制を継続すると同時に、2012年に700万戸の保障性住宅(低所得者向けの賃貸・分譲住宅)を新規着工するとの計画が明らかになった。

この保障性住宅新規着工計画は、昨年の着工実績（1,043 万戸）より大幅な減少となっている。ただ、第 12 次五ヵ年計画では 5 年間で計 3,600 万戸の保障性住宅を供給することになっており、そこから逆算すると、2013 年から 2015 年までの 3 年間の着工戸数は年平均 619 万戸となる。2012 年の 700 万戸という着工目標値は、概ね現行 5 ヵ年計画の残り期間でこなすべき平均値に沿った設定となっている（図 7）。

図 7 保障性住宅の着工実績と今後の着工計画



(注) 保障性住宅には低所得者向けの分譲・賃貸住宅などを含む。
(出所) 政府発表、報道等より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

中国都市部の不動産価格は 2004 年以降上昇局面に入り、2008 年末の世界金融危機発生後の景気刺激策によって再び急騰した。その結果、都市部住民の間で住宅を持つか否かで個人資産に格差が開き、低所得者の住宅購入難及び保障性住宅制度の未整備に対する不満が高まり、深刻な社会問題となっている。

2010 年 4 月から、中国政府は一部都市での住宅価格の過度な上昇を抑制するため、保障性住宅の建設を加速するとともに、中小面積、低価格の分譲住宅及び賃貸住宅の供給を増やし、2 軒目以降の住宅に対する購入規制などを導入した。

中央政府の強力な取り組みによって、2011 年末、北京、上海などを含む計 46 以上の大都市で厳格な住宅購入規制策が実施された。今年 1 月の全国住宅販売価格は前年比▲10.4%、住宅販売面積は▲16.0%と、それぞれ大幅な下落を記録した（図 8）。また 1 月の全国 70 都市の新築住宅価格を見ると、前月比ベースで下落した都市が 48（約 7 割）、横ばいであった都市が 22 となった（図 9）。約 2 年に亘る抑制策の実施により、不動産価格抑制策の効果がみられるようになった。

図8 住宅販売価格と販売面積の伸び率推移

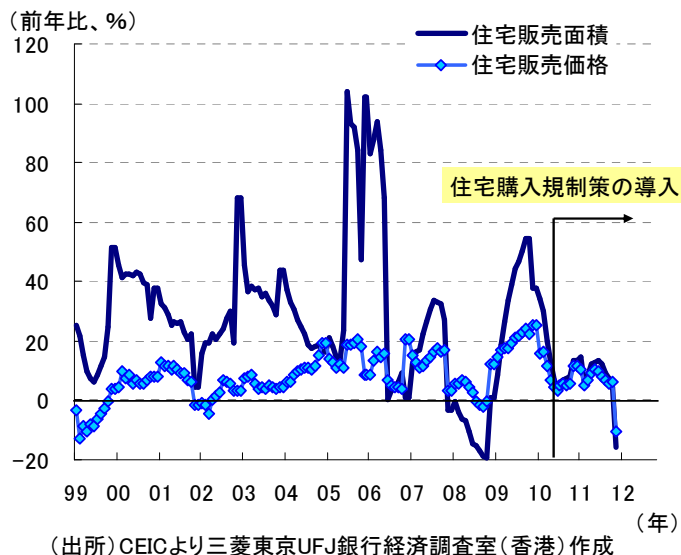
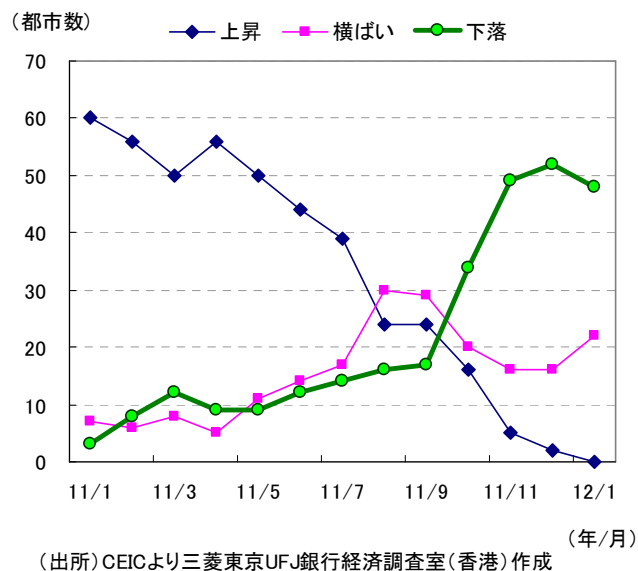


図9 全国70都市新築住宅価格の前月比
上昇/下落都市数



温家宝首相は全人代閉会時の記者会見で、不動産市場が中央と地方政府の利益関係、特に地方の土地譲渡収入、金融や不動産企業の利益と深くかかわり、政策実施の障害となっていることを認めた。また、不動産価格はまだ「合理的な価格」に戻っていないとの評価を強調した。

さらに、全人代期間中の国家发展改革委員会の発表により、今後の不動産市場発展政策の中心は、①長期的に機能する不動産の発展を促進する体制の構築、②一般商品住宅、特に中小面積及び低価格の住宅の供給増加、③保障性住宅の建設、の三点であることが明らかになった。

不動産価格抑制策は今後も継続されるため、不動産市場に大きな影響を与える金融政策が大きく緩和に転じる可能性は低いように思われる。中期的には、中国の都市化が急速に進展し、住宅に対する実需が根強い中で、不動産価格の急上昇を抑制し、国民の不満を和らげることが引き続き政府の優先課題となっている。

4. 税負担軽減策

2012年政府活動計画と財政予算案報告の中で、企業と個人の税負担を軽減するため、税制改革を深化し、小型企業や個人経営者に対する税制優遇措置、及び営業税から付加価値税への試験的転換を実施することが明らかになった。

この背景には、中国では 2000 年以降、所得分配制度改革の一環として税制改革が実施され、税目や税率の調整によって個人と企業の税負担を合理的な水準に調整する必要があるとされていたことがある。しかし、税制改革の進展が遅く、経済成長を上回る税収の高い伸びは、企業の生産意欲向上と個人の消費促進を阻害し、公的福利厚生制度の充実が進まない中で国民の不満を招いている。

財政部によると、2011 年の税収は前年比+22.6%の約 9 億元と、名目 GDP に対する比率が 19%に達した（図 10）。また、1996 年以降、税収の伸び率が実質 GDP 成長率と個人可処分所得の伸び率を大きく上回る状況が続いている（図 11）。重税感の高まりから、これを減税に回すべきだとの主張が広がりを見せている。

図 10 中国の税収対 GDP 比

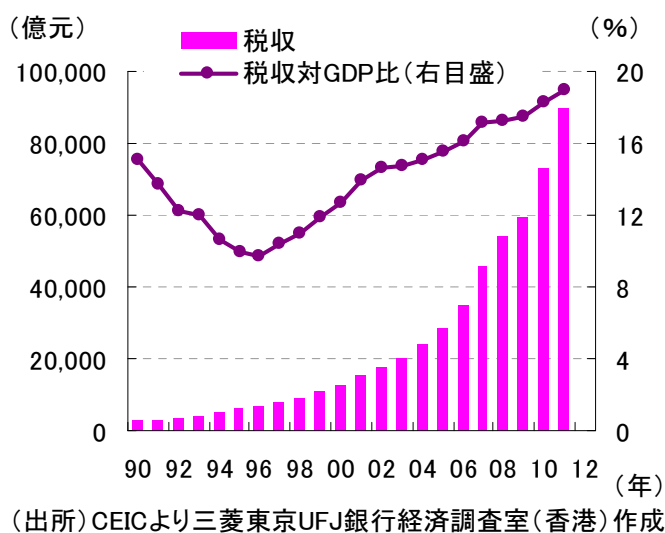
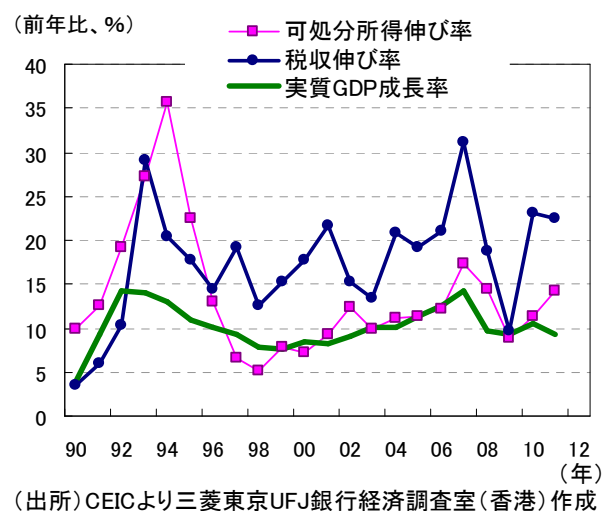


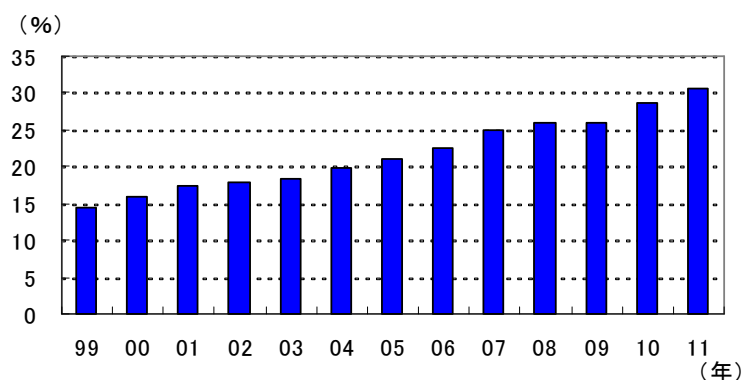
図 11 税収、可処分所得、GDP の伸び率



昨年末、財政部は一部の品目の輸入関税の引き下げ、零細企業や個人経営者に対する税制優遇措置、及び営業税から付加価値税への試験的転換を中心とする 2012 年の減税策を発表した。今回の全人代では更なる税負担軽減策と税制改革措置が発表されるとの期待があったものの、結果的にはそれが裏切られた格好となっている。

2011 年の 9 兆元の税収を一人当たりの税負担額に換算すると 6,659 元となる。一人当たり可処分所得が 21,810 元であったため、人口一人当たりの税負担比率（可処分所得に占める税負担額の比率）は 30%を超える。1999 年にこの比率がまだ 15%未満であったことを考えると、中国人の税負担比率はこの 10 年ほどで倍以上に急増したことになる（図 12）。

図 12 中国人の税負担比率



(注) 一人当たり税負担比率は、一人当たり可処分所得に占める一人当たり税収額の比率である。

(出所) CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

企業の税負担の観点からみると、2011年には付加価値税、企業所得税、営業税の三大間接税目は中国税収全体の6割以上に達している。このうち、最大間接税目の増値税と今回の減税策の対象になった営業税がそれぞれ税収全体の27%と15%を占める。

ただ、政府が打ち出した営業税の付加価値税への転換政策は、企業の税負担低減に効果的な措置であるものの、現段階では上海の一部業界での試験的な実施にとどまっている。実施のスピードと範囲が民間の期待を大きく下回っている。

WTO加盟後の市場開放によって中国経済は活性化し、一段の飛躍を遂げたわけだが、昨年の春頃から外需減速、国内人件費の急上昇及び融資逼迫などのため、民間中小企業の資金繰りが急速に悪化し、浙江省や広東省を中心に廃業または倒産が増えている。

もともと国内では重税感があり、税制改革の遅れに対する不満もくすぶっていたため、中国政府は減税を通じた中小企業救済に乗り出した。今後については、今回発表された構造的減税策だけでなく、経済活性化をもたらす全面的な税制改革の実施が期待されている。

5. 期待される改革実施テンポの加速

今回の全人代で発表された2012年の主な発展目標は、経済成長モデルの転換と質の向上を重視した内容となっており、総じて第12次五ヵ年計画の政策の流れに沿ったものである(表1)。

表 1 全人代で発表された 2012 年の主な発展目標

項目	目標値		実績値 2011年
	2012年	2011年	
実質GDP成長率	7.5%	8%前後	9.2%
消費者物価指数上昇率	4%前後	4%前後	5.4%
輸出入総額の伸び率	10%前後	10%	22.5%
マネーサプライ(M2)伸び率	14%	16%前後	13.6%
財政赤字	8,000億元	9,000億元	8,500億元
保障性住宅新規着工数	700万戸	1,000万戸	1,043万戸
「三農」向け投入	12,287億元	8,183億元	10,419億元
都市部新規雇用者数	900万人以上	900万人以上	1,221万人

(出所) 政府活動報告、公式統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

閉会時には 2012 年財政予算案が採択、承認されたが、医療衛生、社会保障などの民生問題や減税問題について大きな政策の改善が見られなかったため、反対や棄権などの批判票の比率が約 20%に上った。これは 2007 年以降最も高い批判票率で、民間の強い不満が浮き彫りになった格好である。

今年秋に開催される党大会では、習近平指導部への交替が予定されている。腐敗、汚職、貧富の格差拡大などに対する国民の不満を和らげて社会安定を図るため、政治や経済面の各種改革の実施テンポが若干速まる可能性がある。改革の加速は中国経済の活性化や構造問題の解決に大きく寄与する可能性があるため、今後の政策動向に注目したい。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

(執筆者連絡先)

(株)三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室香港駐在 范小晨

Email : xiao_chen_fan@hk.mufig.jp

住所 : 6/F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong



穀物貿易の現状とそこから示唆される課題

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部 研究員 野田麻里子

1. 拡大する農林水産物貿易の赤字

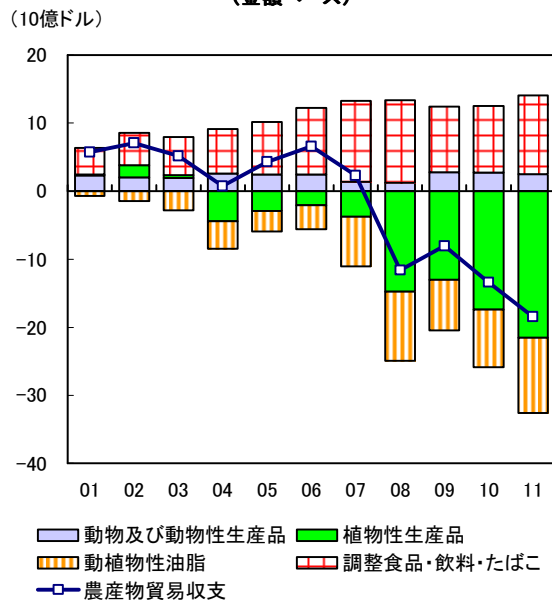
中国では毎年、その年の最重要課題が中央一号文書として発表される。そして2004年以降、9年連続して三農（農村、農業、農民）問題への取組みがこの中央一号文書で取り上げられている。また、社会の安定の基礎である食料品価格の安定確保も常に重要な政策課題となっている。

さらに世界に目を転じれば、国際商品市況を左右する存在として中国の需要動向が注目されている。そこで本稿では、貿易統計を手がかりに中国の主要穀物（コメ、小麦、とうもろこし、大豆）の需給の現状とその課題について検証してみた。

まず、中国の農林水産物貿易¹の動向を見てみると、2007年までは黒字基調で推移していたが、2008年に一転、大幅な赤字となり、その後、赤字幅の拡大が続いている（図表1）。内訳を見ると、赤字の大半は貿易品目のHSコード第2部の植物性生産品の入超によるものである。

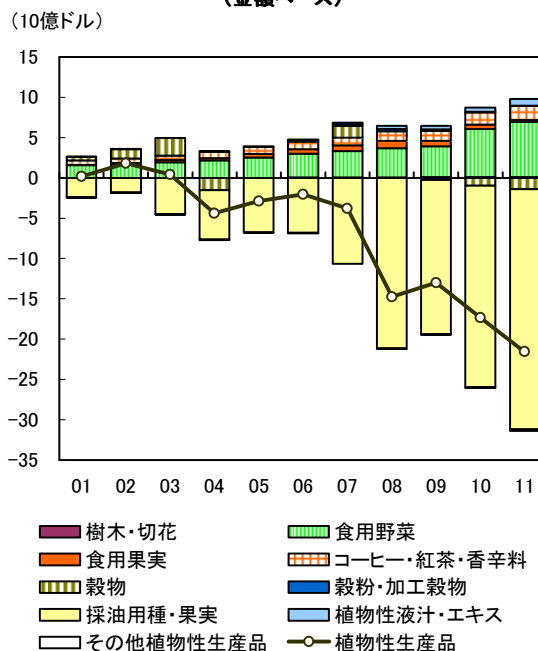
そこでさらにHSコード第2部について主要品目別の収支を見ると、赤字の大半が大豆をはじめとする採油用の種・果実類であり、また、その赤字幅が近年、急拡大しており、それが農林水産物全体の貿易収支の赤字の主因にもなっていることがわかる（図表2）。

図表1. 中国の農林水産物貿易収支の推移
(金額ベース)



(出所)CEIC

図表2. 中国の植物性生産品貿易収支の推移
(金額ベース)



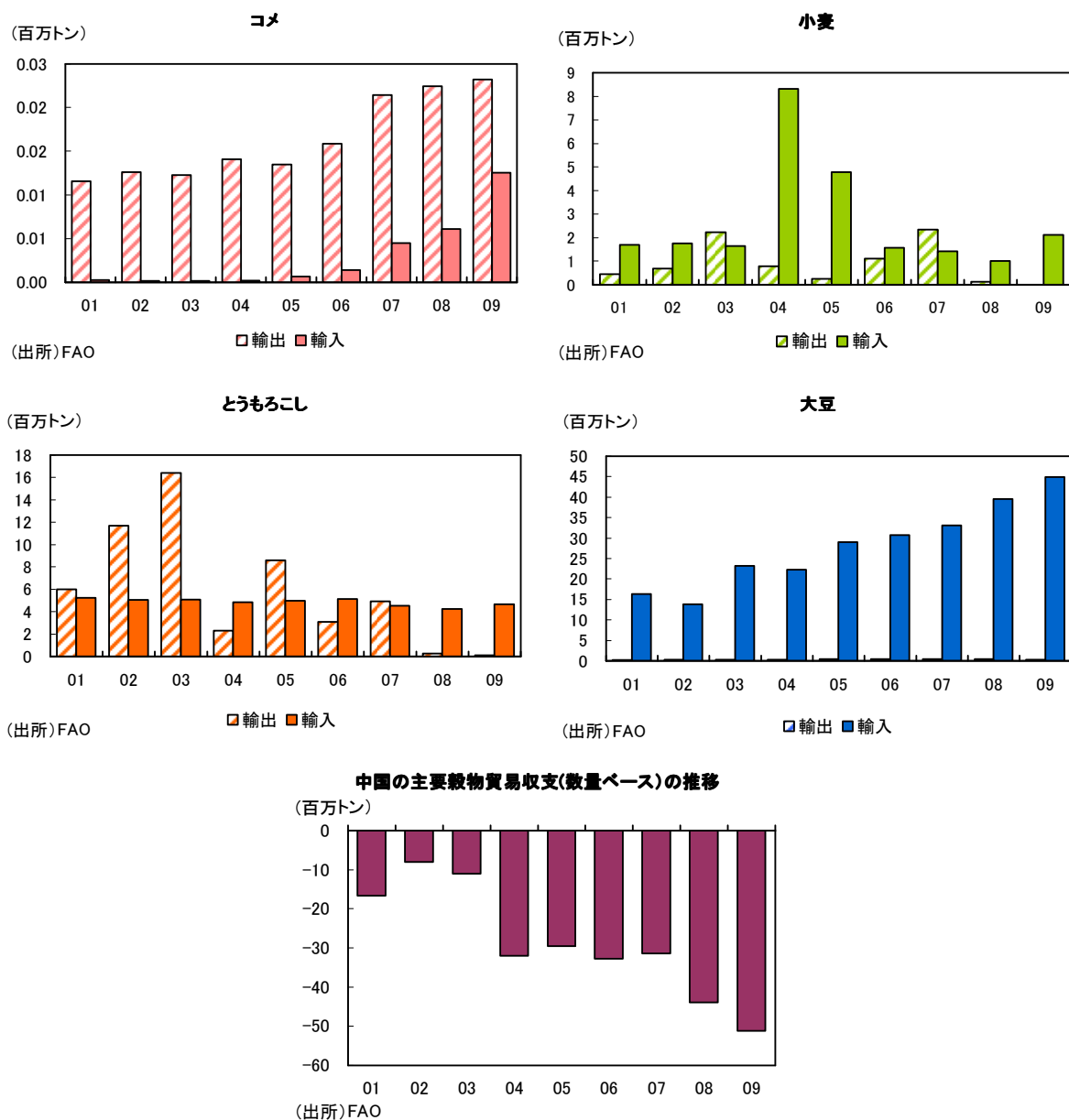
¹ ここではHSコードの第1部（動物及び動物性生産品）、第2部（植物性生産品）、第3部（動物性または植物性の油脂等）、第4部（調整食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ等）の合計を農林水産物貿易と定義している。

2. 数量ベースでも赤字幅は拡大傾向

農産物をはじめとする一次産品は価格の振れ幅が大きいため、これが金額ベースの収支に影響することがある。そこで次に主要穀物であるコメ、小麦、とうもろこし、大豆について数量ベースで輸出入のバランスを見てみた（図表3）。

主食であるコメは他の穀物に比べてわずかな量ではあるものの、輸出量が輸入量を超過する状態が続いている。同じく主食の麺の材料である小麦は年によって輸出入量とも振れが大きく、入超の年も出超の年もあるという状況である。一方、とうもろこしは輸入量がほぼ一定であるのに対して輸出量が年によって振れるため、同じく入超になったり出超になったりしている。これに対して大豆は一貫して輸入量が輸出量を上回っており、かつ、入超幅が近年、大幅に拡大している。そして、その結果、これら4品目を合計した主要穀物の数量ベースの貿易収支は入超が続き、かつ、入超幅が拡大していることがわかる。

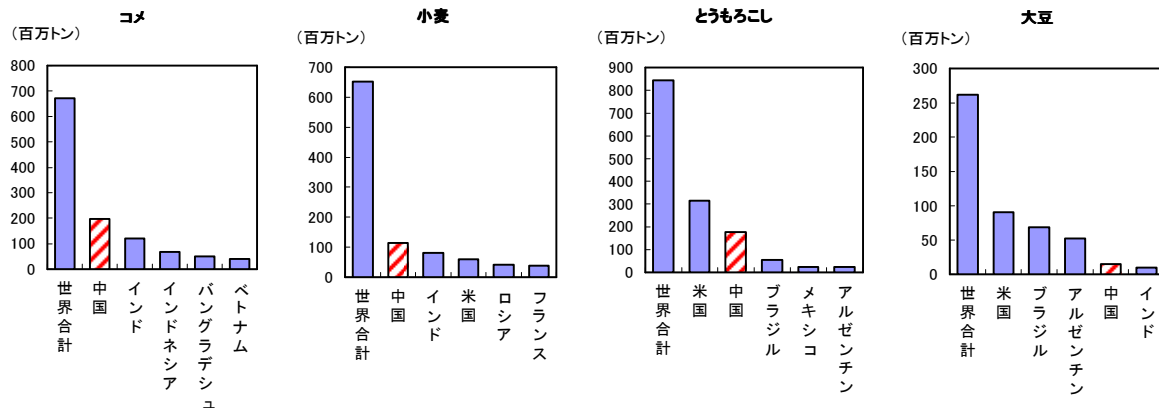
図表3. 中国の主要穀物貿易(数量ベース)の推移



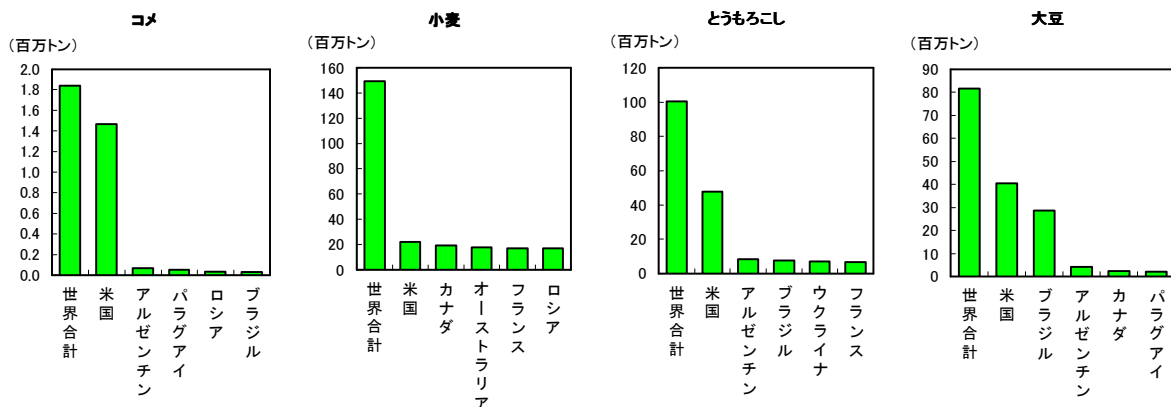
3. 中国は世界トップクラスの農業生産大国

中国の農産物あるいは穀物貿易については、金額ベースでも数量ベースでも赤字（入超）幅が拡大している。しかし、中国は主要穀物のいずれにおいても世界有数の生産国でもある（図表4）。ただし、その多くを国内で消費するため、穀物の主要輸出国ではない（図表5）。主要穀物の商品化率（＝輸出量÷生産量）はいずれも2%以下と極めて低い水準にある（次頁図表表7）。しかし、その一方で大豆については世界の輸入量の約6割を占める世界最大の輸入国であり（図表6）、大豆の輸入依存度（＝輸入量÷（生産量+輸入量））は7割超となっている（次頁図表8）。

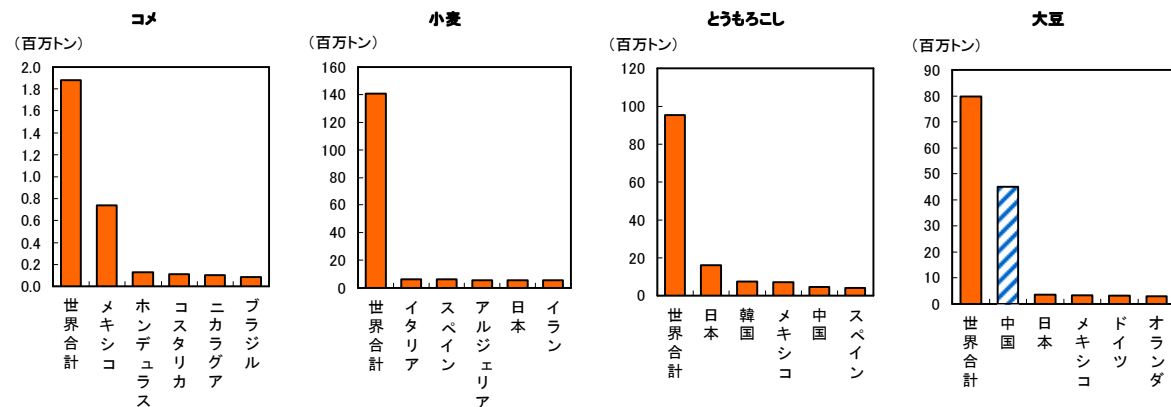
図表4. 世界の主要穀物生産量と上位5カ国の生産量(2010年)



図表5. 世界の主要穀物の輸出上位5カ国(2009年)



図表6. 世界の主要穀物の輸入上位5カ国(2009年)



(出所)FAO

図表7. 中国の主要穀物の商品化率 (%)

	コメ	小麦	とうもろこし	大豆
01	0.006	0.484	5.250	1.612
02	0.007	0.762	9.608	1.672
03	0.008	2.587	14.138	1.738
04	0.008	0.853	1.777	1.922
05	0.007	0.267	6.173	2.425
06	0.009	1.027	2.024	2.446
07	0.011	2.138	3.226	3.591
08	0.012	0.112	0.152	2.995
09	0.012	0.007	0.079	2.314

(注)商品化率=輸出量÷生産量
(出所)FAO

図表8. 中国の主要穀物の輸入依存度 (%)

	コメ	小麦	とうもろこし	大豆
01	0.000	1.8	4.4	51.5
02	0.000	1.9	4.0	45.6
03	0.000	1.9	4.2	60.1
04	0.000	8.3	3.6	56.1
05	0.000	4.7	3.4	64.0
06	0.001	1.4	3.3	66.4
07	0.002	1.3	2.9	72.3
08	0.003	0.9	2.5	71.8
09	0.006	1.8	2.8	75.0

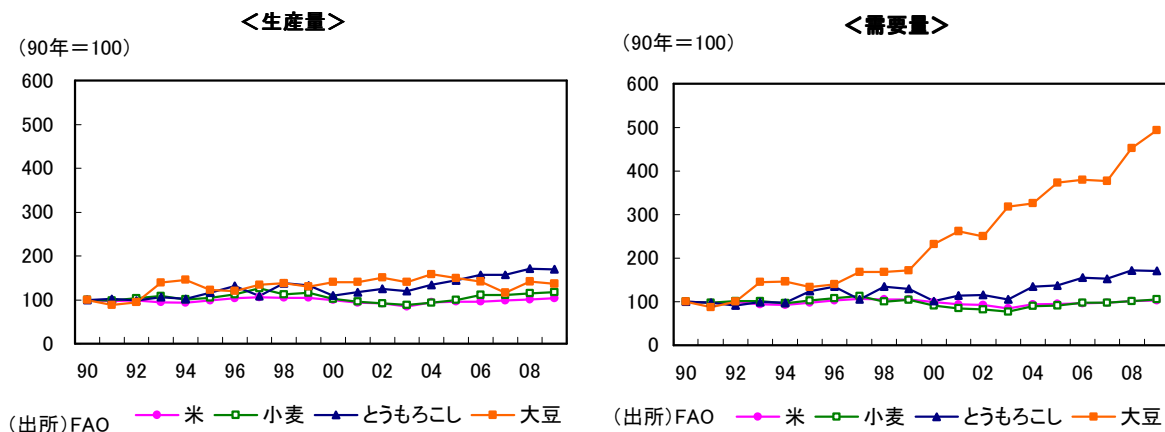
(注)輸入依存度=輸入量÷(生産量+輸入量)
(出所)FAO

4. なぜ大豆の輸入依存度の上昇が許容されるのか

これまで見てきたように農産物貿易の赤字幅の拡大、穀物貿易の入超量幅の拡大の主因はいずれも大豆の輸入増加にある。実際、増大する大豆需要の大半が輸入で賄われているわけだが、食糧安全保障上、疑問と思われるこうした高い輸入依存度がなぜ許容されているのだろうか。

これにはいくつか要因が考えられる。まず、所得水準の向上に伴い大豆の需要が生産量の伸びを大きく上回って拡大したことがあげられる。90年から09年にかけて大豆の生産量は約1.4倍に拡大したものの、同じ時期に大豆の需要量(=生産量-輸出量+輸入量)は約5倍に拡大している(図表9)。

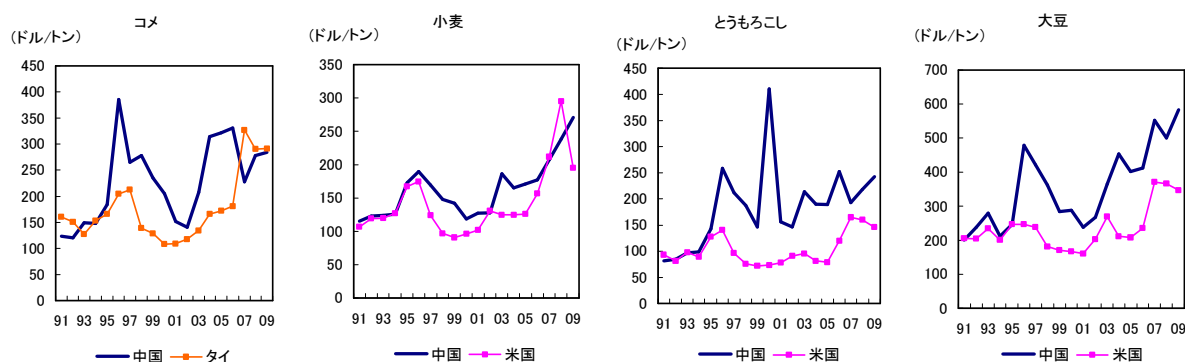
図表9. 中国の主要穀物の生産量と需要量の推移



また、中国の国産大豆の価格が高く競争力が低いことも、大幅に増加する需要を賄うために輸入の拡大を促したとみられる。次頁図表10は中国と主要生産国の生産者価格を比較したものだが、コメと小麦は総じて国際価格水準で推移しているが、とうもろこしと大豆については近年、国内価格が国際価格を上回る状態が続いており、かつ大豆についてはその乖離幅(国内価格>国際価格)が大きくなる傾向が見られる。なお、こうした現状に鑑み、中国は加工用に限定して遺伝子組み換え大豆の輸入を認めている。

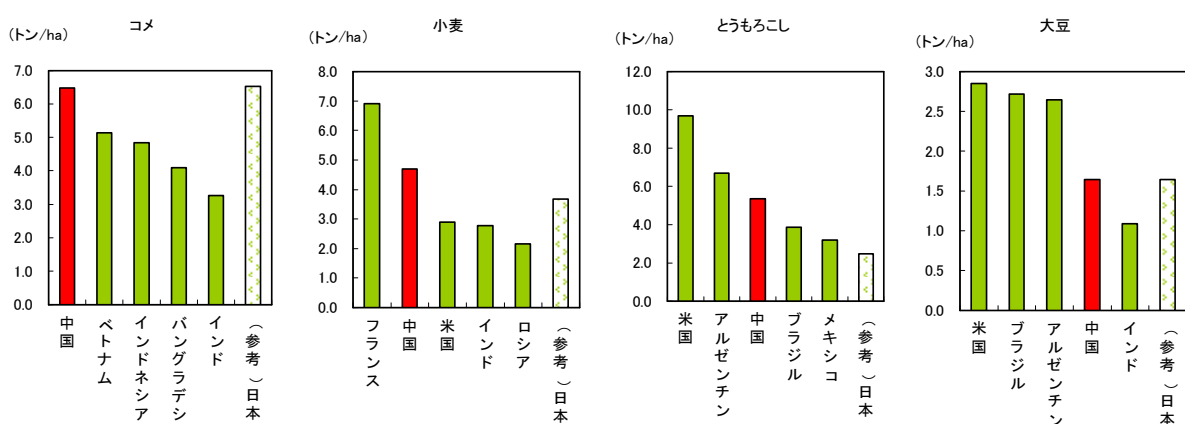
さらに考えられるのが中国の大豆の相対的な生産性の低さである。次頁図表11は穀物の主要生産国の単収(単位面積当たりの収穫量)を比較したものだが、中国のコメ、小麦の単収は相対的に高い水準にあるのに対して、とうもろこしと大豆の単収は米国の約半分の水準にとどまっている。

図表10. 主要農作物の内外価格差(生産者価格ベース)



(出所)FAO (注)コメはタイの生産者価格、小麦、とうもろこし、大豆は米国の生産者価格を国際価格と想定。

図表11. 穀物の主要生産国の単収(単位面積当たりの収穫量)比較

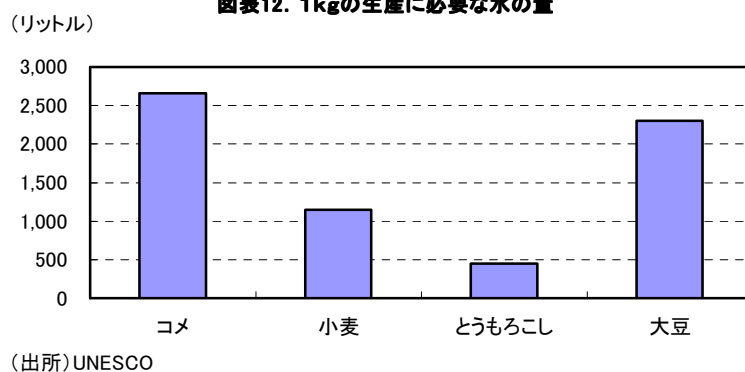


(出所)FAO (注)各国の単収は2006年から2010年の単収の平均値。

加えて、図表 12 に示した 1kg 生産するのに必要な水の量を見れば、中国が増大する大豆の需要を賄うために輸入依存度を高める理由がさらに納得できるのではないだろうか。

工業化、都市化の進展を背景に、中国では工業・都市と農業・農村との間で深刻な水資源の取り合いが起こっていると言われる。大豆の輸入拡大は、水資源問題の改善に時間がかかる中で、国内の食糧安定供給と工業・生活用水の確保を両立させる高度な戦略的選択の結果と言えるのではないだろうか。

図表12. 1kgの生産に必要な水の量



(出所)UNESCO

(執筆者連絡先) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
E-mail : mariko.noda@murc.jp



中国石油業界の概要

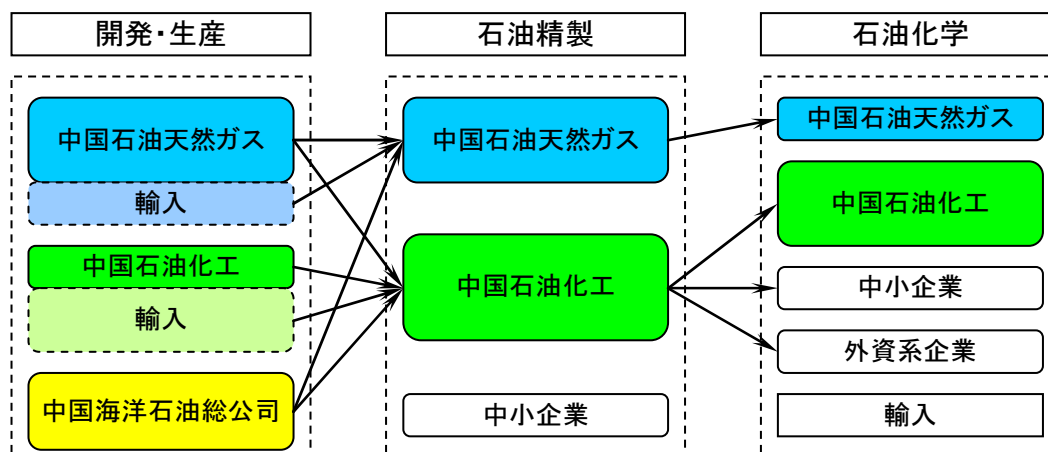
三菱東京 UFJ 銀行（中国）
企画部企業調査チーム
上席調査役 吉田 常誠
アナリスト 郭 擎 晴

本稿では、経済成長等を背景に、需要の増加が続いている中国石油業界の動向に焦点を当て、需要と供給に関する今後の展望についても簡単にまとめた。

1. 業界構造と国有大手 3 社の概要

中国における石油関連事業は、川上の油田開発・原油生産から、川中の石油精製・石油化学等の生産活動、川下の流通に至るまで、国有大手 3 社（中国石油天然ガス（CNPC）、中国石油化工（Sinopec）、中国海洋石油（CNOOC））によってほぼ独占されている（図表 1）。

《図表 1：中国における石油業界の構造と取引の流れ》



（資料）各種情報より三菱東京 UFJ 銀行（中国）（以下 BTMUC）企画部作成

また、国有大手 3 社の特色、概要、原油生産量、残存確認可採埋蔵量（残存埋蔵量）、石油製品生産量の推移をまとめると以下の通り（図表 2～6）。国有大手 3 社毎に、主要な事業領域に違いが見られる。

《図表 2：国有大手 3 社の特色》

特 色	
CNPC	川上事業において、大きなシェアを占める。残存確認可採埋蔵量（残存埋蔵量）・生産量・流通量で国内1位の位置付けにあり、石油精製についても国内2位。
Sinopec	原油生産量は国内2位。原油輸入量では1位であるほか、国内最大の精製能力と流通網を持つ。
CNOOC	CNPC及びSinopec比、規模は小さいものの、オフショア原油生産量では最大。川上の開発・生産を主要な事業ドメインとしている。

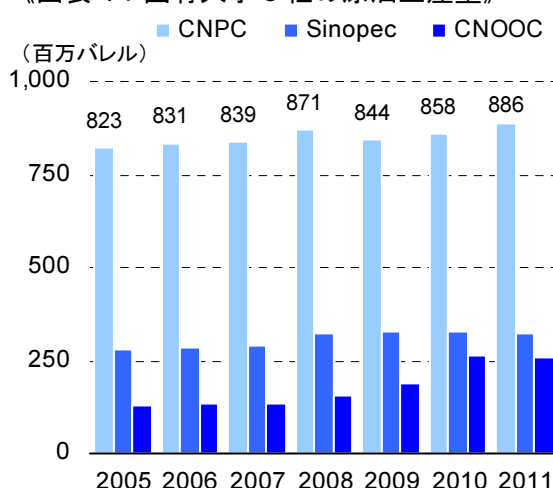
（資料）各種情報より BTMUC 企画部作成

《図表 3：国有大手 3 社の概要（2010 年）》

	CNPC	Sinopec	CNOOC
(百万バレル)			
原油生産	858	328	263
国内生産	770	302	224
海外生産	88	26	39
残存埋蔵量	11,278	2,888	1,915
原油精製量	904	1,548	n/a
(10億人民元)			
売上高	1,465	1,877	183
営業利益	304	178	99

(資料) Bloomberg より BTMUC 企画部作成

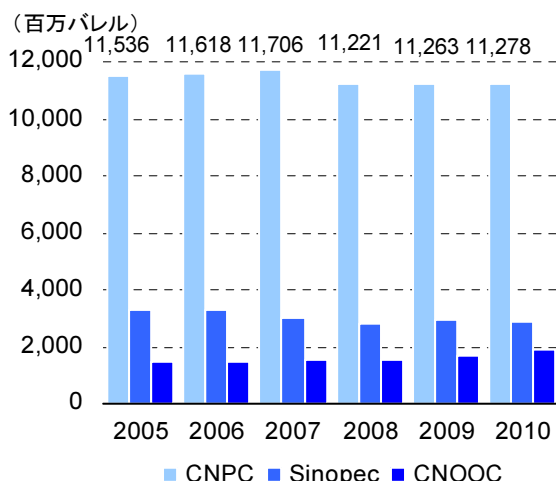
《図表 4：国有大手 3 社の原油生産量》



(注) 上記データには海外での生産量も含む

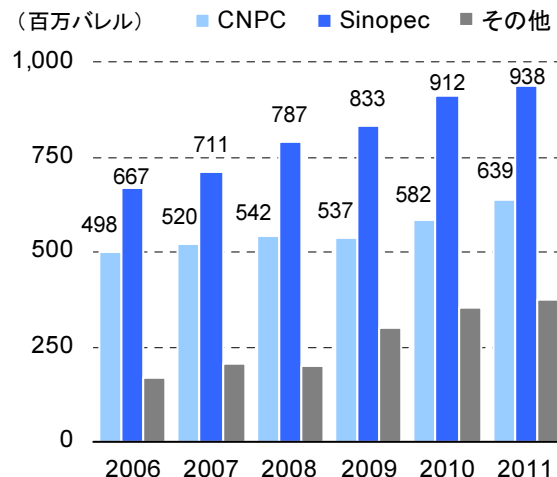
(資料) アニュアルレポートより BTMUC 企画部作成

《図表 5：国有大手 3 社の原油残存埋蔵量》



(資料) アニュアルレポートより BTMUC 企画部作成

《図表 6：国有大手 3 社の石油製品生産量》



(注) 石油製品はガソリン、ディーゼル、ケロシンを指す

(資料) アニュアルレポートより BTMUC 企画部作成

2. 中国におけるエネルギー消費の現況と今後の見通し

(1) エネルギーの消費構造

中国の一次エネルギー消費量は毎年増加を続けており、2010 年には、中国は世界全体の一次エネルギー消費量の 21% を占める世界一のエネルギー消費国となった。エネルギー源別に見ると、中国では石炭の構成比が高く、全体の 70% を占める点が特徴。一方、石油への依存度は低く、2010 年においても、18% に留まっている（図表 7）。

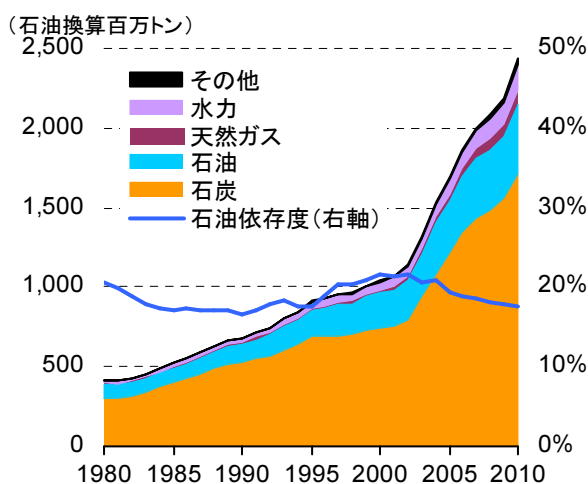
経済改革が始まってから現在に至るまで、エネルギーに対する需要が右肩上がり成長してきた中国において、石炭が最も高いシェアを保ち続けた背景として、中国国内で唯一、石炭が埋蔵量豊富なエネルギー資源であったことが挙げられる。

経済発展に連動して、特に 2003 年以降、中国のエネルギー消費量が急速に増加する中、石油等、他のエネルギー源のシェアも増えつつあるものの、依然として石炭が高いシェアを占めている状況。

エネルギー源毎に主な需要部門を比較すると、石炭、石油、天然ガスで特色が異なる（図表 8、図表 9）。

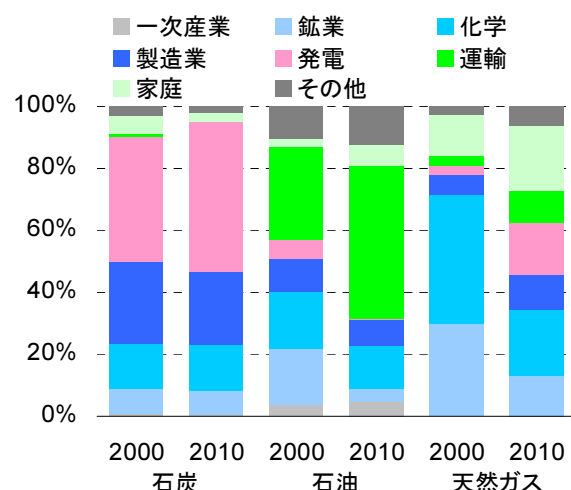
石炭については、発電のエネルギー源としての需要が高まっているほか、鉱業、化学、製造業をはじめとした産業部門の主要なエネルギー源となっている。また、石油は運輸部門での使用が増加しており、天然ガスについては、都市化の進展に伴い、家庭部門での使用が増加しているほか、発電燃料としての使用も増えている点が特徴。

《図表 7：中国の一次エネルギー消費量》



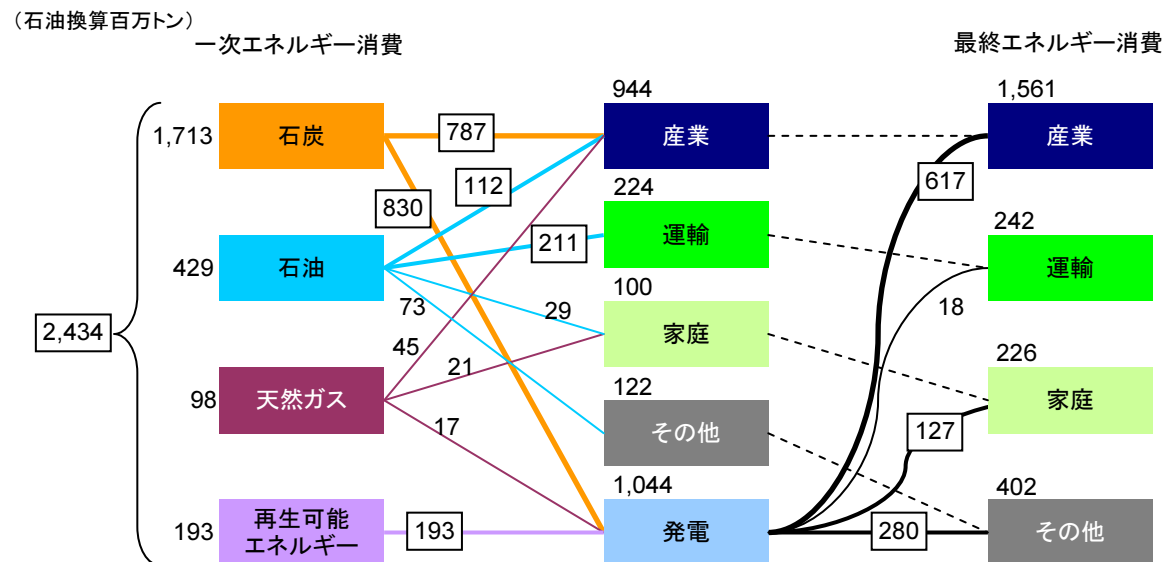
(資料) BP「Statistical Review of World Energy 2011」
より BTMUC 企画部作成

《図表 8：中国の一次エネルギー消費構造の変化》



(資料) BP「Statistical Review of World Energy 2011」、
CEIC より BTMUC 企画部作成

《図表 9：中国におけるエネルギーフロー（2010 年）》



(注) 1. 図表が複雑になるため、一部のフローについては省略
2. 産業とは、図表 8 の鉱業、化学、製造業の総称
3. 水力発電は再生可能エネルギーに含まれる

(資料) BP「Statistical Review of World Energy 2011」、CEIC より BTMUC 企画部作成

(2) エネルギー消費量の見通し

一般的に、エネルギー消費量は経済成長に連動するため、中国におけるエネルギー消費量は全世界の消費量を上回る伸びを示すと考えられる。ただし、中長期的にみれば、省エネルギー化が進展する見込みであり、エネルギー消費量はGDP成長率よりは低い伸びに留まる見通し(図表10)。

中国におけるエネルギー源別のエネルギー消費量の見通しに目を向けると、基本的には経済発展によるエネルギー消費量の増加は電力需要の拡大を通じて石炭の需要増加に結びつくため、石炭が一次エネルギー消費の中心である状況に変化はないと考えられる(図表11)。

ただし、持続的な所得水準の上昇等を背景に、自動車保有台数の増加が予想されるほか、経済成長に伴い、物流の需要が活発化する可能性が高いことから、運輸部門のエネルギー需要は高い伸びを示すと予想される。運輸部門の大半は石油をエネルギー源とするため、石油に対する需要も相応に高まる見込み。

また、都市化の進展により、都市ガスの普及が見込まれることから、天然ガスに対する需要も高まると推察される。

(注) 中国では、都市ガスへの供給を優先するため、天然ガスを用いた発電は制限されている。石炭の供給に制約がある一部の地域でのみ、天然ガスによる発電が行われている模様。

《図表10：世界における一次エネルギー消費量の見通し》 (石油換算百万トン)

	1990	2009	2015	2020	2025	2030	2035	09-35
全 世 界	8,785	12,132	13,913	14,769	15,469	16,206	16,961	1.3%
中 国	872	2,271	3,002	3,345	3,522	3,687	3,835	2.0%
(構成比)	9.9%	18.7%	21.6%	22.6%	22.8%	22.8%	22.6%	
インド	319	669	810	945	1,092	1,256	1,464	3.1%
(構成比)	3.6%	5.5%	5.8%	6.4%	7.1%	7.8%	8.6%	

(注) 09-35 とは、2009 年から 2035 年の年平均伸び率を指す

(資料) IEA「World Energy Outlook 2011」より BTMUC 企画部作成

《図表11：中国における一次エネルギー消費量の見通し詳細》 (石油換算百万トン)

	1990	2009	2015	2020	2025	2030	2035	09-35
(エネルギー源別)								
石 炭	535	1,525	1,925	2,004	1,988	1,976	1,974	1.0%
石 油	113	383	533	586	638	686	703	2.4%
ガス(天然ガスなど)	13	78	165	251	306	363	420	6.7%
原子力		18	63	142	188	221	249	10.6%
水 力	11	53	78	96	109	115	118	3.1%
バイオマス・ごみ	200	204	202	210	216	224	238	0.6%
その他再生可能エネルギー	0	10	36	56	78	102	134	10.5%
合 計	872	2,271	3,002	3,345	3,522	3,687	3,835	2.0%
(用途別)								
発 電	181	920	1,319	1,568	1,719	1,867	2,022	3.1%
産 業	242	682	939	1,042	1,066	1,073	1,081	1.8%
運 輸	38	163	276	331	393	457	496	4.4%
家庭・業務用	316	443	521	559	579	599	621	1.3%

(注) 1. 用途別の欄には省略項目があるため、用途別の数値合計とエネルギー源別の合計欄の数値は一致しない

2. 09-35 とは、2009 年から 2035 年の年平均伸び率を指す

(資料) IEA「World Energy Outlook 2011」より BTMUC 企画部作成

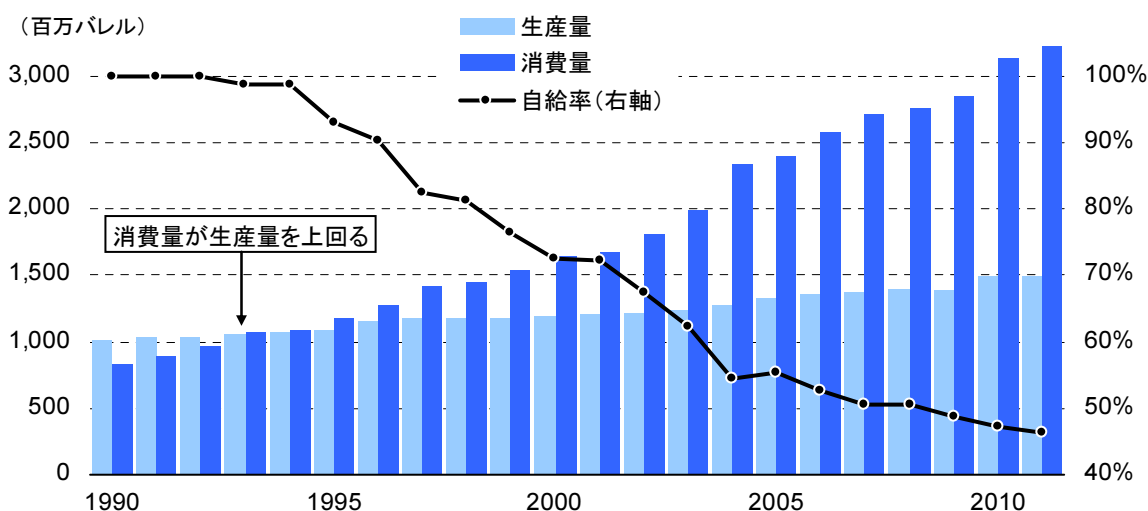
3. 中国における原油市場の現況と今後の見通し

(1) 原油の需給動向

近年、中国における原油消費量は急増している。1990 年から 2010 年にかけて、中国の原油消費量は年平均伸び率約 7%の伸びを示し、2010 年には世界全体の 11%（世界第 2 位のシェア）に当たる 31.4 億バレルに達した。

一方、中国における原油生産量については、1990 年から 2010 年の年平均伸び率が 2%となる等、低い伸びに留まっている。1993 年には、中国は石油の純輸入国に転じており、以降、原油自給率は低下を続け、2011 年の自給率は 46%に過ぎない状況となっている。

《図表 12：中国における原油生産量・消費量の推移》

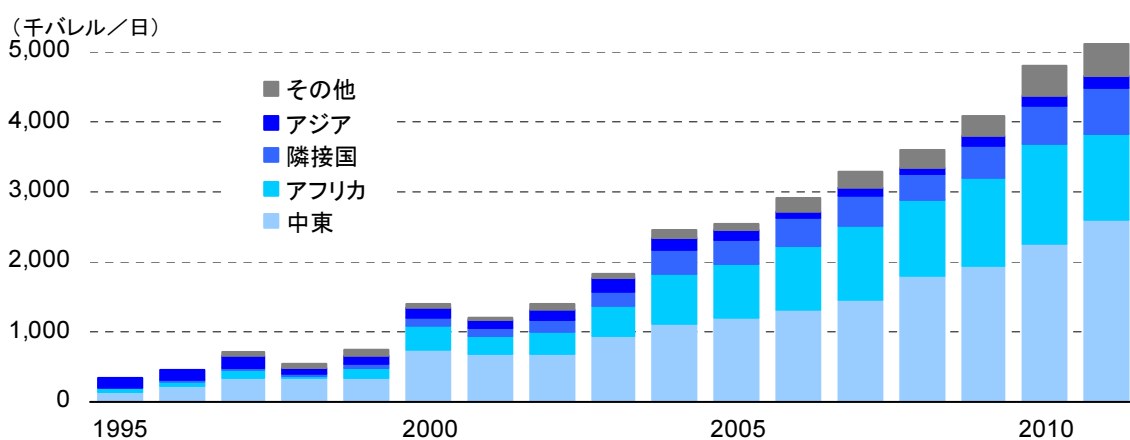


(資料) BP 「Statistical Review of World Energy 2011」、CEIC より BTMUC 企画部作成

(2) 原油の輸入状況

国内生産量だけでは賅うことができない原油需要に対応するため、中国の原油輸入量は急増しており、増加分の過半を中東に依存している（図表 13）。

《図表 13：中国の原油輸入量の推移》



(資料) CEIC より BTMUC 企画部作成

国別に見ると、近年、サウジアラビアからの輸入量が最も多く、2011年のサウジアラビアからの輸入量は2006年の2倍強に当たる1,009千バレル/日、全体の20%となった(図表14)。

一方、中国が戦略的に関係を深めてきたイランからの輸入は相手国別で第3位であり、絶対量は相応に増加しているものの、全体に占めるシェアは2006年と2011年であまり変わらない。

また、カザフスタン等隣接国からの輸入が増える傾向にあるものの、現状、パイプラインを経由した輸入は僅かであり、輸入の殆どをタンカーに頼る構図は変わっていない(図表15)。

原油の輸入相手国数が徐々に増加する等、調達先の分散もある程度進んでいる模様であるが、上位10カ国のシェアは近年あまり変動がないほか、中東及びアフリカからの調達が大宗を占め、マラッカ海峡経由分が8割程度に達している状況(図表16)。

現状、原油輸入量のうち、30~40%程度は中国の自主権益の原油にて賄うことに成功している模様であるが、総じて、原油調達リスクが十分に低減されているとは言えないと考えられる。

《図表14：中国の原油輸入先 上位10カ国》

(千バレル/日)

2006			2011		
サウジアラビア	479	16%	サウジアラビア	1,009	20%
アンゴラ	471	16%	アンゴラ	626	12%
イラン	337	12%	イラン	557	11%
ロシア	321	11%	ロシア	371	7%
オマーン	265	9%	オマーン	365	7%
コンゴ	109	4%	イラク	277	5%
赤道ギニア	106	4%	スーダン	261	5%
スーダン	97	3%	ベネズエラ	231	5%
イエメン	91	3%	カザフスタン	277	5%
ベネズエラ	84	3%	ブラジル	192	4%
上位10カ国合計	2,360	81%	上位10カ国合計	4,165	81%
輸入量合計	2,915	100%	輸入量合計	5,128	100%

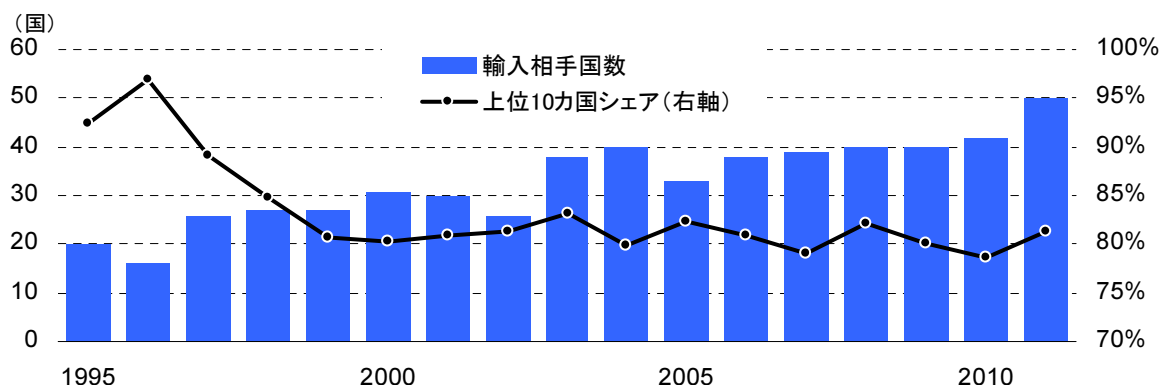
(資料) CEIC より BTMUC 企画部作成

《図表15：中国における主な原油輸入パイプライン》

ルート名	輸入元	主体	操業開始	年間輸送能力
カザフスタン-新疆間	カザフスタン	CNPC	2009年7月	2000万トン
東シベリア	ロシア	CNPC	2011年1月	1500万トン
ミャンマー	中東・アフリカ各国	Sinopec	2013年予定	2200万トン

(資料) 各種資料より BTMUC 企画部作成

《図表16：中国の原油輸入相手国数と輸入上位10カ国合計の輸入量シェアの推移》



(注) 輸入相手国数は判明分のみ

(資料) CEIC より BTMUC 企画部作成

(3) 原油の消費量・生産量の見通し

中国におけるエネルギー消費量の今後の見通し（2（2））で既に見た通り、自動車保有台数の増加や物流の活発化に伴い、中国における原油の消費量は中長期的に増加すると考えられる。具体的には、2010 年から 2035 年にかけて、年平均伸び率約 2%のペースで中国の原油消費量は増加すると予想される（図表 17）。

一方、中国国内の原油生産量の伸びは期待できない状況にある。長慶、延長等の新油田については、当面、緩やかな増産を期待できるものの、従来の主力油田である大慶、勝利の生産頭打ちが鮮明になっており、中長期的には中国の原油生産量は減少に転じると考えられる（図表 18）。

2011 年に渤海海底油田において、オイル漏れの事故が発生したものの、直接的な影響は軽微。ただし、陸上油田の開発余地が乏しく、海底油田に期待がかかる中、事故を契機とした規制強化により、海底油田の開発遅延が懸念される。

中国では中長期的に、原油消費量の増加、国内生産量の減少が予想されることから、原油輸入量は引き続き増加する見通し。2035 年における中国の原油輸入量は 2010 年比 7.8 百万バレル／日程度増加する見込みであり、同期間における全世界の原油生産増加量 12.7 百万バレル／日の 6 割以上に達すると予想される。

輸入相手国数を増やす対応は相応に進むとしても、増産余力がある国は OPEC 諸国、特に中東諸国が中心であるため、中国の輸入増加も中東諸国からとならざるを得ない。また、米国を中心とする経済制裁により、イランからの輸入には一定の制約が加わることも考慮すると、中国の原油輸入増加分は主にサウジアラビアとイラクからの輸入によって賄われることになるであろう。

《図表 17：世界・中国の原油消費量・生産量・輸入量の見通し》（百万バレル／日）

	1980	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2010-2035	
								CAGR	増加量
全世界消費量	64.2	86.7	90.8	92.4	94.4	96.9	99.4	0.5%	12.7
中 国	1.9	8.9	11.1	12.2	13.4	14.5	14.9	2.1%	6.0
(構成比)	3.0%	10.3%	12.2%	13.2%	14.2%	15.0%	15.0%		47.2%
インド	0.7	3.3	3.6	4.2	4.9	6.0	7.4	3.3%	4.1
(構成比)	1.1%	3.8%	4.0%	4.5%	5.2%	6.2%	7.4%		32.3%
全世界生産量	62.6	83.6	88.5	90.0	91.7	94.1	96.4	0.6%	12.8
OPEC	25.5	34.8	37.7	39.6	41.7	44.9	48.7	1.4%	13.9
中 東	18.0	23.8	26.7	28.6	30.4	32.9	36.0	1.7%	12.2
非OPEC	37.1	48.8	50.8	50.4	50.0	49.2	47.7	-0.1%	-1.1
中 国	2.1	4.1	4.2	4.2	3.8	3.0	2.3	-2.3%	-1.8
中国輸入量	-0.2	4.8	6.9	8.0	9.6	11.5	12.6	3.9%	7.8

（注）中国輸入量とは、中国の生産量－中国の消費量、にて算出した数値

（資料）IEA「World Energy Outlook 2011」より BTMUC 企画部作成

《図表 18：中国主要油田の生産量の推移》（百万トン）

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	動向
大慶	51.5	50.1	48.4	46.4	45.0	43.4	41.6	40.2	40.0	40.0	
勝利	26.7	26.7	26.6	26.7	27.0	27.4	27.7	27.7	27.8	27.3	
長慶	5.2	6.1	7.0	8.1	9.4	10.6	12.1	13.8	15.7	18.3	
延長	3.2	3.7	4.5	6.5	8.1	9.4	9.8	11.2	12.0	12.0	

（資料）CEIC、各社アニュアルレポートより BTMUC 企画部作成

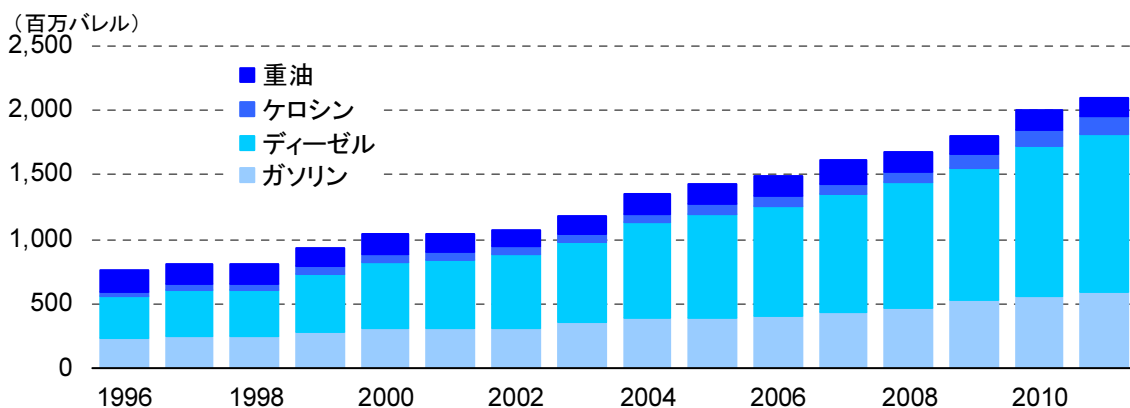
4. 中国における石油精製市場の現況と今後の見通し

(1) 石油製品の生産動向

原油を精製して生産される主な石油製品として、石油化学製品の原料のほか、自動車で使用されるガソリン、ジェット燃料となるケロシン、トラックで使われるディーゼル等が挙げられるが、中国では主な石油製品の生産増加が続いている（図表 19）。

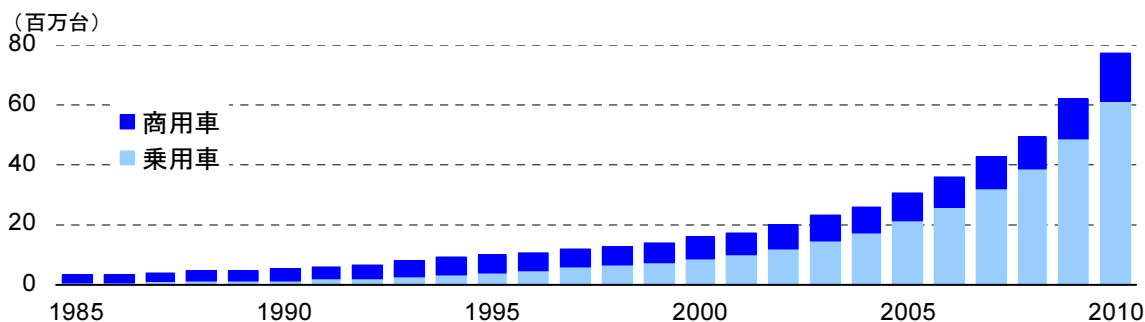
特に中国においては、乗用車や商用車の保有台数が急増したほか、航空需要も急速に伸びたことが石油製品の生産増加に寄与してきたと考えられる（図表 20、図表 21）。

《図表 19：中国における主要石油製品生産量の推移》



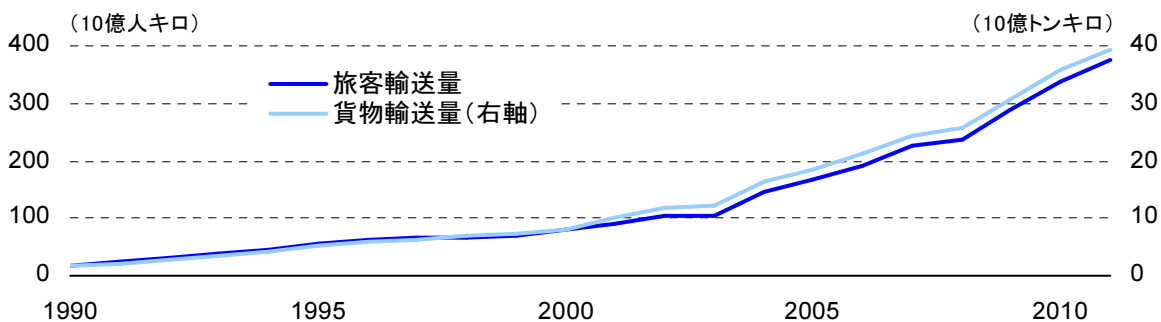
(資料) CEIC より BTMUC 企画部作成

《図表 20：中国における自動車保有台数の推移》



(資料) CEIC より BTMUC 企画部作成

《図表 21：中国における航空需要の推移》



(資料) CEIC より BTMUC 企画部作成

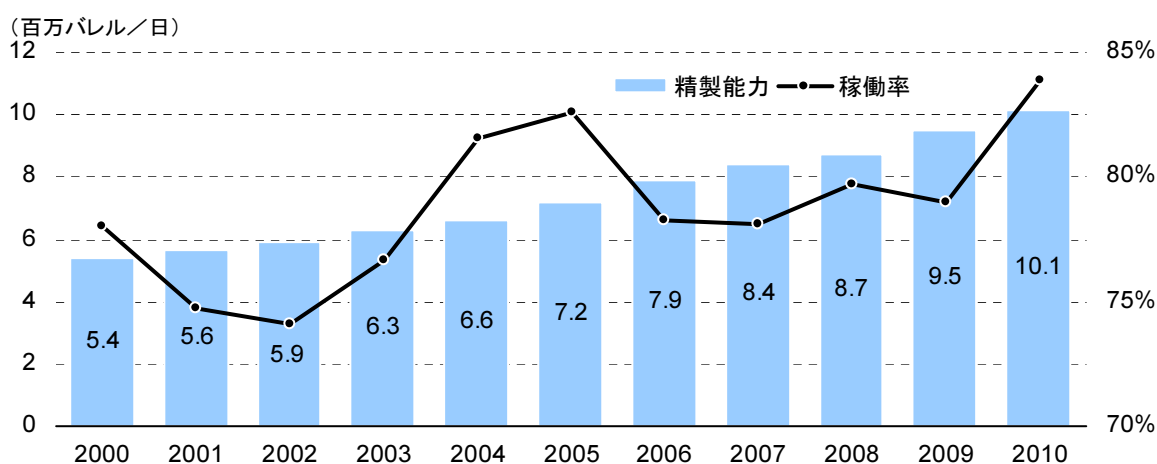
(2) 石油精製能力の現状

現時点においては、マーケット全体をみれば、中国の石油精製能力は需要をカバーできている状態と言える。

長年、石油精製能力の向上に多額の投資が続けられてきた結果、2010 年における中国の石油精製能力は世界第 2 位の 10.1 百万バレル／日に達した。一方、稼働率については、2010 年においても、85%弱と比較的バランスした水準となっている（図表 22）。

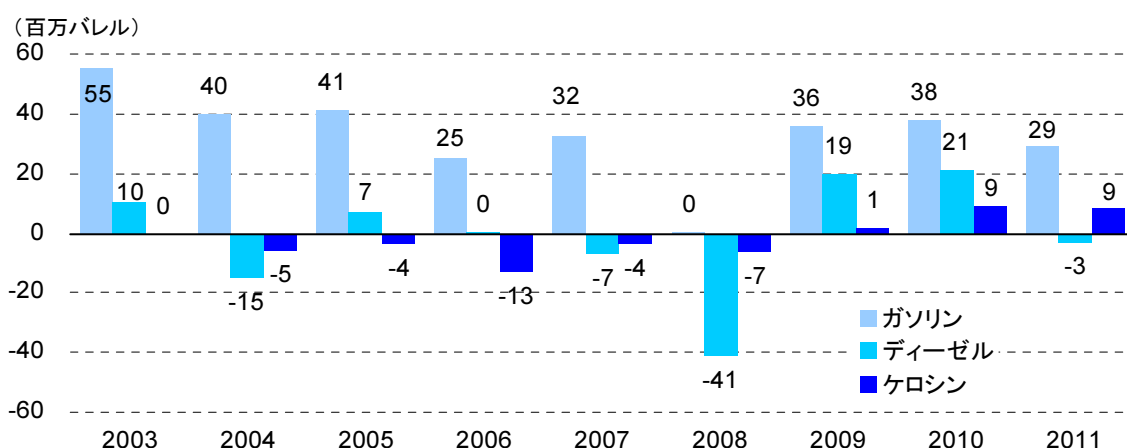
ただし、原油を精製することによって生産される各石油製品の生産比率を厳密に調整することは不可能であるため、石油製品によって生産に過不足が生じることは避けられない。実際、2011 年はディーゼルが不足する一方、ガソリンについては供給能力に比較적余裕がある状態であった（図表 23）。

《図表 22：中国における石油精製能力と稼働率の推移》



(資料) BP「Statistical Review of World Energy 2011」より BTMUC 企画部作成

《図表 23：中国における主要石油製品純輸出量の推移》



(資料) CEIC より BTMUC 企画部作成

(3) 石油製品の価格決定メカニズム

中国では石油製品の価格は統制されており、市場メカニズムによって決定されていない。現在の価格決定メカニズムにおいては、基準油種価格（Dubai、Brent、Cinta の平均）の 22 営業日移動平均が前回価格改定時から 4%以上変動した場合に、基準卸売価格の見直しを行うことになっている。

ただし、最終的にはインフレ抑制等を目的に、各種要因に基づいた調整を政府が行うため、価格の見直しはルール通りに行われないことが多い。

また、価格見直しが行われる場合であっても、22 営業日のタイムラグを伴うため、原油価格の変動が石油製品に反映されるタイミングは常に遅れることになる。同期間、内外の価格ギャップが生じることになり、買占め等の投機的行為や、石油精製業者の操業率低下による供給量の減少等、市場のゆがみが生じやすいことが指摘されている。

加えて、価格統制方法の改正の必要性も指摘されており、移動平均期間が 10 営業日に短縮される方向で議論が進んでいる模様。未確認だが、石油会社に価格決定権が委ねられるという情報もある。

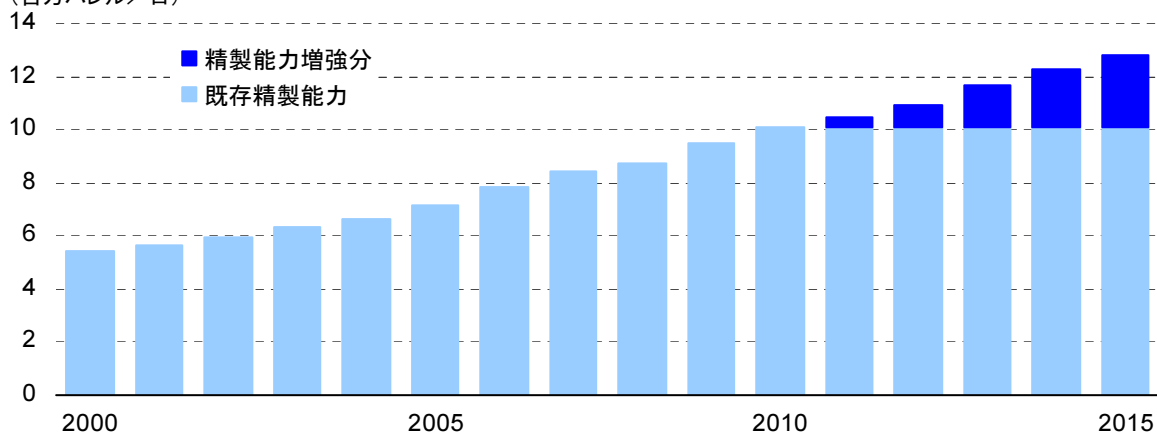
(4) 石油精製市場の見通し

中国では将来的に自動車保有台数の増加が見込まれる等、石油製品に対する需要の増加は確実とみられる。従って、現状、中国の石油精製能力は比較的バランスした状態にあるものの、今後、精製能力の拡大は必須と考えられる（図表 24）。

ただし、石油精製事業の収益性は現在あまり高くないことから、設備投資を後押しするための政策的支援（価格決定メカニズムの変更を含む）も今後必要になってくる可能性があるだろう。

《図表 24：中国における石油精製能力の見通し》

(百万バレル/日)



(資料) IEA 「MEDIUM-TERM OIL & GAS MARKETS 2010」より BTMUC 企画部作成

5. まとめ

中国では、高い経済成長、所得水準の向上、都市化の進展等を背景に、エネルギー需要の拡大が続いており、今後もエネルギー消費量の増加は不可逆的に進む見込み。

特に、自動車保有台数の増加や物流需要の活発化に伴い、中国における運輸部門のエネルギー需要は高い伸びを示すと考えられる。運輸部門の大半は原油（石油）をエネルギー源としているため、原油に対する需要増加は確実な情勢。

一方、中国国内での原油生産量は頭打ちになりつつあり、中長期的には減少するとみられることから、今後、原油の輸入量が更に増加するほか、原油の自給率低下も避けられない見通し。

現状、原油の輸入量のうち 30～40%程度を自主権益によって賄うことに中国は成功しており、輸入相手国数を増やす取組みも継続的に行われると考えられる。しかしながら、中国が新たに確保しなければならない原油の輸入量は世界全体の原油増産量の 6 割以上に達する見込みであり、必要な原油量の確保、自主権益の獲得に向けた取組みが一層重要になるであろう。

ただし、原油の増産余力を持つ国は中東等の OPEC 諸国が中心であり、政情不安定な国も含まれる。即ち、中国の原油調達に地政学的リスクに左右される不安定な状況が続くと考えられる。

また、中国の石油関連事業は国有大手 3 社による寡占マーケットとなっており、持続的な成長が見込まれる巨大な国内市場を背景に、国有大手 3 社の規模拡大局面は続くと考えられるものの、現在は収益性が低い石油精製への設備投資を国有大手 3 社等が行わざるを得ないようになると見込まれるほか、販売価格の下押し圧力も働き易い構造となっている。

中国の石油市場の動きが世界全体に与える影響は極めて大きいこともあり、地政学リスクの回避や収益力強化に向けた中国政府や国有大手 3 社の今後の動きが注目されよう。

以 上

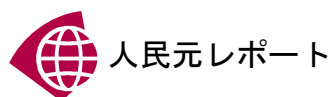
（執筆者連絡先）

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 企画部企業調査チーム 吉田 常誠 郭 擎晴

住所：20/F, AZIA Center, No.1233, Lujiiazui Ring Road, Pudong New District, Shanghai 200120 PRC

TEL：86-21-6888-1666 ext 5050 or 5361 FAX：86-21-6888-1665

Email：tsunenobu_yoshida@cn.mufg.jp guo_qing_qing@cn.mufg.jp



金融市場見通し ～2012 年全人代を終えて

三菱東京UFJ銀行（中国）
環球金融市場部
金融市場グループ 豊 寛 行

第11期全国人民代表大会（全人代、国会に相当）第5回全体会議が3/5-3/14の日程で開催され、今年は成長目標を7.5%へ引き下げた事が特に諸外国のメディアを通じてクローズアップされ、金融市場でも話題となった。

その後の報道においても、「世界最大の鉱山会社 BHP ビリトンが『世界最大の顧客である中国の景気減速を認識している』（3/20 ブルームバーグ）」、「中国自動車工業協会幹部は『今年の自動車販売が協会の予想（前年比+9.5%）を下回る可能性がある』（同）など中国の景気減速を懸念する報道が目立っている。今回のレポートでは、足元の景気動向を確認しつつ、今後の金融市場動向について予想したい。

1. 経済環境

(1) 物価動向

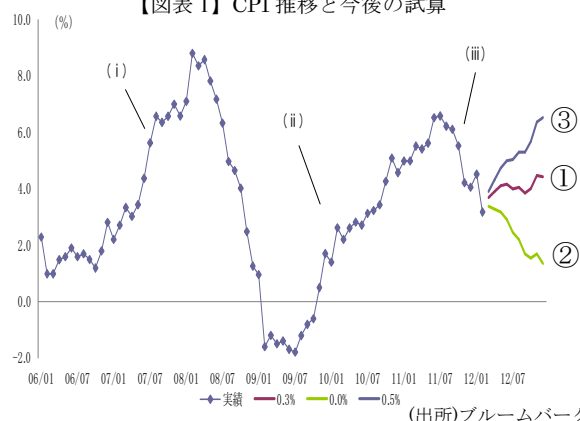
2011年に中国当局を悩ませた物価高騰は、落ち着きを見せつつある。過去5年程度のCPIの動きを見ると、(i) リーマンショック以前(2006-2008年)、(ii) リーマンショック以降欧州危機まで(2009-2011年)、そして(iii) 2012年以降の局面に分けられる【図表1】。

2008年以前は、米国における金融引締めが緩やかに実施された結果、住宅バブルが発生、のちの金融危機の温床となり、中国等新興国へは余剰マネーが流入、CPIは8%を上回る水準まで上昇した。中国の外貨準備の動きを見ると、特に2007年から2008年にかけての増加が著しく、相当のホットマネー流入があり、資産価格上昇に寄与したものと推測される【図表2】。

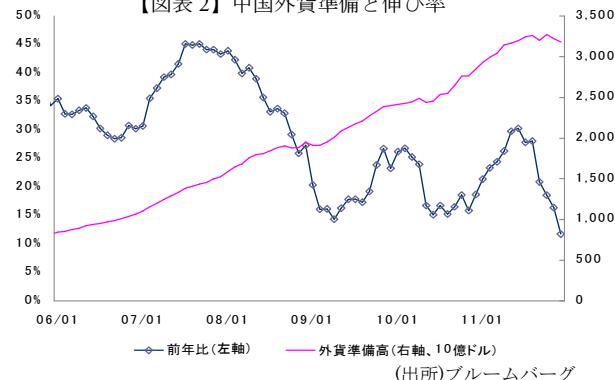
その後、2008年9月のリーマンショックに端を発した金融危機により世界は景気後退局面入りし、国内CPIは2009年7月に前年比▲1.8%まで低下した。同時にGDPも2009年第1四半期に6.2%まで落ち込んだが、4兆元（約52兆円）もの財政投入が行われ、景気は反発を見せた。景気回復と呼応する形で、CPIは2009年7月から約2年間右肩上がりで見え、2011年7月には前年比+6.5%に達した後、直近になり漸く反落基調を形成している。

今後の物価については、現水準での横ばいの動きがしばらく続くと見る。【図表1】に示した3パターンは、それぞれ前月比のCPIを①+0.3%（2011年程度）、②0.0%（2008年以下）、③+0.5%

【図表1】CPI 推移と今後の試算



【図表2】中国外貨準備と伸び率



(2007 年程度) で推移した場合における前年比の動きを試算したものだ¹。景気の緩やかな減速を前提とすると、CPI の上昇速度は①と②の間に想定することが妥当であり、今後の CPI の水準は、図内①②のレンジ内、即ち+2.0%～+4.0%程度となることが見込まれる。

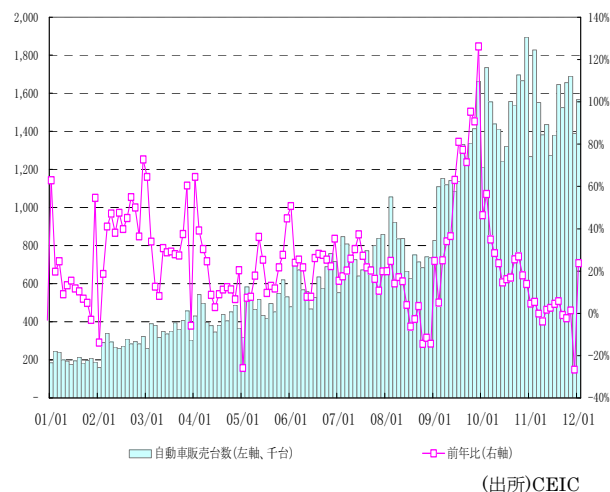
(2) 内需動向/生産・消費動向(自動車関連)

国内消費動向を測る上で重要な自動車生産・販売も成長鈍化が鮮明となってきている。2012 年 1-2 月の累計では、生産台数は前年比▲4.9%の約 290 万台、販売台数は前年比▲6.0%の約 295 万台となった【図表 3】。

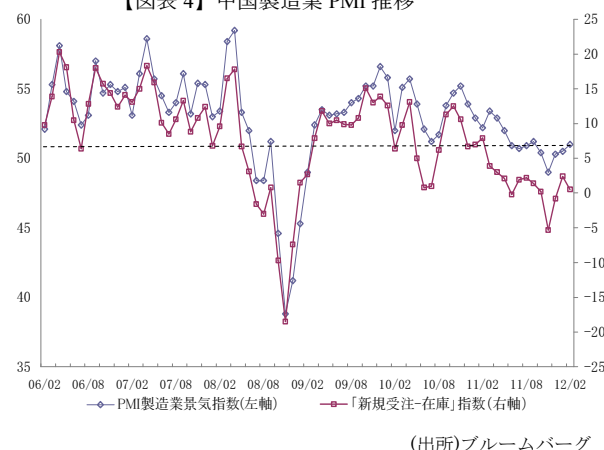
冒頭で述べた自動車工業協会の年間目標の +9.5%については、昨年実績 (+3%) を考慮するとかかなり高い目標と言わざるを得ない状況だ。事実、自動車工業協会からは早期の目標修正を示唆するコメントも聞かれ始めている。年間販売台数の伸びは年々縮小しており、リーマンショック時の 2008 年: +7%、2009 年: +45%、2010 年: +32%、そして 2011 年は +3% となった。2011 年初頭も自動車工業協会は 2011 年販売見通しを +10～+15% としていたが、7 月に 5% まで下方修正している。2012 年についても、前年並みの +5% 程度まで目標下方修正の可能性が高いだろう。

製造業のセンチメントを見る上で重要な PMI 指数の動きも、2011 年後半以降、景気の拡大と縮小の境目とされる 50 近辺での動きとなっており、自動車生産や販売の鈍化を初めとした景気の減速感を如実に反映しているものと考えられる。PMI 指数に先行して動く「新規受注-在庫」指数も緩やかながら低下基調を維持しており、今後の成長鈍化を裏付けるものと言える【図表 4】。

【図表 3】 中国自動車販売台数と伸び率



【図表 4】 中国製造業 PMI 推移



2. 市場動向

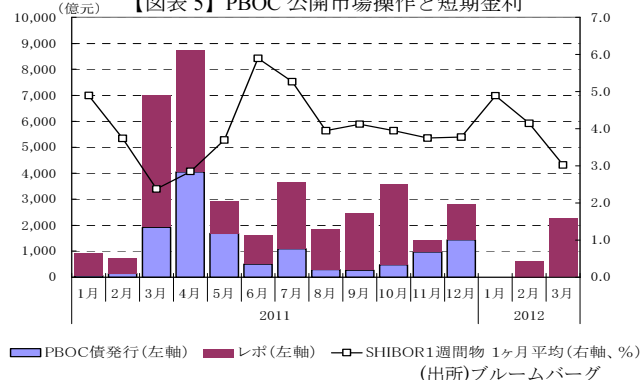
物価上昇の落ち着きと成長速度の鈍化を考慮すると、今後の当局の政策軸足が景気配慮型にシフトする可能性は相応にありそうだ。事実、中国人民銀行（以下、PBOC）による最近の公開市場操作を見ると短期金利市場を低位安定させようという配慮が窺える。

(1) 現状 ～PBOC による最近の動き

2012 年に入り、PBOC の公開市場操作には変化の兆しが見られる。

1 つ目は、PBOC 債の発行停止である。2008 年後半の利下げ（金融緩和）局面においても発行が中断する事は無かったが、今回は 2011 年 12 月 27 日の 1 年物発行を最後に発行が停止されている【図表 5】。

【図表 5】 PBOC 公開市場操作と短期金利



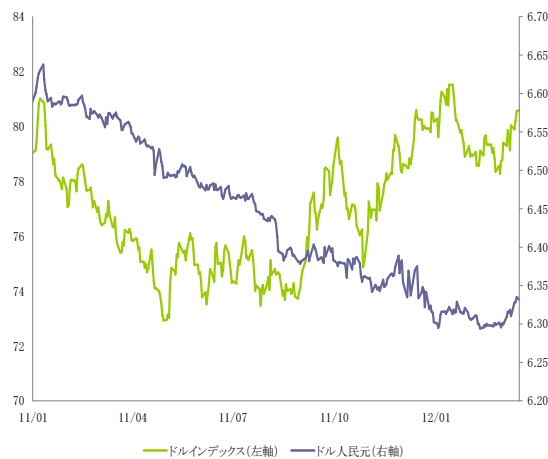
¹ 2006 年以降の前月比平均は次の通り。2006 年: 0.23%、2007 年: 0.53%、2008 年: 0.11%、2009 年: 0.14%、2010 年: 0.38%、2011 年: 0.30%。

2 つ目はレポ金利の引下げである。PBOC は市場からの資金吸収手段として、債券発行とレポオペ (PBOC が債券を市中銀行に差入、市中銀行は代わり金を PBOC に差入れる) を行っている。年明け以降、PBOC による資金吸収は専らレポオペによるものになっているが【図表 5】、3/15 に行われた 1 ヶ月物のレポオペの金利は、2009 年 2 月以来初めて引下げられる事態となった (3.16% → 3.14%)。

3 つ目は、特定地域に的を絞った金融緩和である。3/21 に PBOC は黒龍江省、河南省、河北省、安徽省に所在する中国農業銀行の 379 支店に対し▲2%の預金準備率引下げを発表 (実施日: 3/25) した。PBOC は全国的な預金準備率引下げと合わせ、今回のような局所的な緩和策も併用しつつある。

最後に、ドル人民元為替レート仲値の設定である。2010 年 6 月の人民元為替レート柔軟化発表以降、2010 年は前年末比約 3%、2011 年は約 5%の人民元高が進行した。2011 年中の動きを見ると年前半はドル安の流れに合わせ人民元高が進行した感があるが、年央以降はその反撥に抗う形で人民元高誘導を実施した【図表 6】。しかし、2012 年初頭以降はドル人民元は 6.30 近辺でほぼ横ばいとなっており、ドルインデックスの動きに合わせて基準値を設定しているように見受けられる。全人代において温首相から「ドル人民元は均衡水準に近づいている」との発言²も有り、人民元高推移は一旦小休止の状態となっている。

【図表 6】 人民元ドル為替とドルインデックス



(出所)ブルームバーグ

(2) 今後の金融政策見通し

景気指標の弱含みを受け、当局は、市場の資金流動性を潤沢にする事と、人民元為替を安定させる事の併せ技で一時的に景気の下支えを行っている段階にあると見られる。然しながら、今のところ、景気を上向かせる程の明確な効果は見られていない。

潤沢な流動性供給の背景には、銀行の貸出増加を通じた景気刺激の目的があると見られるが、人民元新規貸出は 1 月と 2 月の累計で前年同期比▲8%と伸び悩みを見せており、企業の資金需要が減衰している可能性は否定できない。

全人代において、政府は不動産抑制策を堅持、賃金上昇や資源価格を主因とした物価上昇に警戒を示すなど全面的な緩和政策へのシフトを明確に読み取る事は難しかった。しかしながら、本稿でここまで述べてきたように、足元景気の減速感は徐々に鮮明になりつつあり、上半期中の政策金利の引下げ開始の可能性も否定できない。

以上

(2012 年 3 月 30 日)

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行 (中国) 環球金融市場部

E-mail:satoyuki_yutaka@cn.mufg.jp

TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線)2959

² 合わせて、全人代終了後の記者会見では PBOC 周総裁らから「人民元為替相場の双方向変動の柔軟性を増強するには、国際収支バランスからみても、市場の見通しからみても、足元の条件は成熟化しつつある」との発言があり、取引バンド拡大 (現状基準値±0.5%) の思惑も俄かに高まっている。



税務会計:中国の税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆税務(担当:山崎 学)

Question :

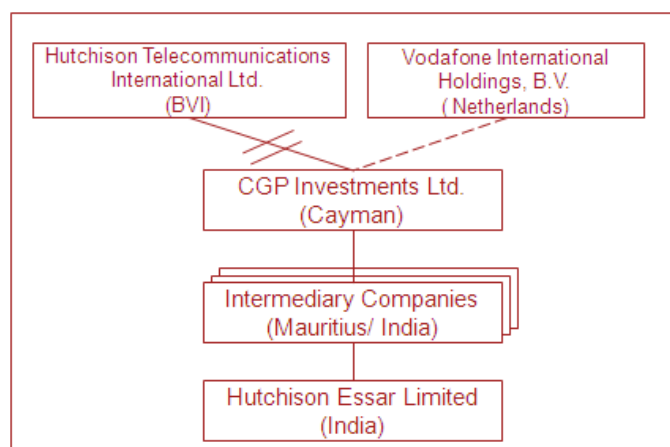
インド最高裁判所における **Vodafone** 訴訟についての判決、及び当該判決が中国における持分の間接譲渡に与える影響について教えてください。

Answer :

インド最高裁判所は、2012年1月20日、重要な訴訟として判決が長く待望されていた **Vodafone** 訴訟について判決を下し、インド国外での外国企業株式の売却から生じるキャピタルゲインについて、当該取引にインド企業の間接的譲渡が関係している場合でも、インドの税務当局は課税権限を持たない、という判断を示しました。下記において、私共はインド最高裁判所の判決および中国法人の持分を海外の持株会社を譲渡することにより間接的に譲渡すること(以下「間接譲渡」)にかかる中国税務規定との類似点や相違点を考察し、さらには **Vodafone** 訴訟が今後、間接譲渡に対する中国国家税務総局の姿勢にどのように影響し得るのかを分析致します。

🌐 Vodafone訴訟

Hutchisonグループは1992年以降、インド企業であるHutchison Essar Limited社(以下「HEL社」)の大多数の持分を直接・間接に取得してきました。持分所有構造の概略は以下のとおりです。



2007年2月、Hutchison Telecommunications International Ltd社(以下「HTIL社」)は当事者間の売買合意により、ケイマン諸島法人であるCGP Investments Ltd社(以下「CGP社」)の全株式を

Vodafone International Holdings, B.V. (以下「Vodafone社」) に売却しました。この取引について、同年、インドの税務当局はVodafone社に通知を行ない、売り手であるHTIL社に対する株式取得対価の支払に当たり、Vodafone社には約20億USドルものインドの所得税の源泉徴収不履行があった点を指摘してきたのです。

ボンベイ高等裁判所での4年にわたる二度の訴訟および二ヶ月にわたるインド最高裁判所での公聴会を経て、最高裁判所はついにその判断を示しました。以下に最高裁判決の重要点を示します。

- キャピタルゲインの源泉国についてのインド国内税法の現行規定を、外国企業の株式譲渡に対するインドにおける課税を目的とした「look through」規定（実態の無い会社を通じて取引が行われた場合、当該会社がなかったものとして税務上取り扱う規定）として解釈することはできない。
- 法令上の租税回避防止規定の適用に際し、「形式より実質重視」の原則もしくは「法人格否認」の原則は、納税回避を目的とした実体の無い取引に対し適用するべきであり、正当かつ戦略的に必要なタックスプランニングに基づく取引に対しては適用するべきではない。
- 当該事例の取引は、純粋な外国投資取引であるため、インドの租税管轄権は及ばない。

Vodafoneケースと698号通達が規定する間接譲渡との類似点及び相違点

2009年12月の698号通達の公布は、2007年以降インドの裁判所で争われてきたVodafone訴訟に対する中国国家税務総局の見解表明であると誤解されがちですが、実際のところは、これら二件の事象は、異なった技術的背景を基盤とする類似した取引（国外持株会社の売却という形での国内法人持分の間接譲渡）に関する対応となっています。

Vodafoneケースの主要な技術的争点は、資産の持分譲渡による所得の源泉国、及び法令上の租税回避防止規定の適用方法に関わるものでした。争点の一点目については、持分譲渡から生じる収入の源泉国の判定について中国企業所得税法の実施細則の中で明確に規定されているため、中国税務上の問題とはなり得ません。

また争点の二点目については、税法に一般的租税回避防止規定（GAAR）を持たないインドは、取引に対する問題指摘を行うには法令上の個別の租税回避防止規定に依拠する必要があるのに対し、中国は2008年1月より企業所得税法にGAARを導入しています。さらに、国家税務総局が2009年初めに公布した特別納税調整実施弁法（以下「2号通達」という）のGAARに関する章では、何ら経済的実質を持たない中間持株会社を調査することにより、租税回避取引の性質を再判定する権限を税務当局に与える特別条項を設けています。上記のような包括的な法的根拠があったため、698号通達の公表は意外なものではありませんでした。

私共の見解

現時点では、インド最高裁のVodafone判決は、インドのみならず世界各地の産業界および税務専門家から歓迎を受けています。他国の税務当局も同様に間接譲渡に対して寛大な態度をとることを望む声もあがっており、698号通達が広範な議論を引き起こしたことを考えると、もちろんそれに中国が含まれていることは疑いの余地がありません。

2009年12月に698号通達が公布された時点で国家税務総局は、698号通達が中国におけるGAARの「実験的」導入であることを表明していました。国家税務総局は当初から、実験的段階として間接譲渡取引という新しい分野で経験を重ね、外国投資人や税務当局への影響や反応を観察することを予定していました。さらに国家税務総局は、698号通達により他の国又は地域の税務当局との議論が引き起こされるであろうことも認識していました。なぜならこれは課税権の問題、つまり課税権を持っているのは源泉国（中国）か居住国（外国投資者の所在する国又は地域）か、という問題に関係してくるからです。

698号が公布されてから3年目となり、国家税務総局は過去2年の経験やフィードバックを勘案して当該政策を再度吟味する時期に來ています。このような時期にVodafone判決が出たため、国家税務総局にとって貴重な参考資料となるはずで

す。インド最高裁判所がVodafone訴訟の判決を出す前から、国家税務総局は、698号通達に基づく間接譲渡に対する戦略やアプローチを再検討し始めていたことを私どもは理解しています。国家税務総局が今後、申告プロセスや税務局の内部報告体制、税務当局から非居住者譲渡者に対するフィードバックの仕組み等についての指針を導入したり、さらには間接譲渡にかかるセーフハーバールール（一定のルールの下で行われる限り、違法又は違反にならないとされる範囲）を認めたりすることで、間接譲渡についての現行の実施方法をより明確なものに改善する可能性があるものと思われます。

2008年の企業所得税改革に際し、中国は税収基盤の安定を確保すべく、極端なタックスプランニングスキームを取り締まる決意を固めました。かくして関連規定が国内法令や外国との租税条約の中に導入されてきました。中国がGAARの実施において後退する兆候は現在も全く見られません。中国は今ではさらに深くグローバル経済システムの中に組み込まれており、慎重な判断を必要とする重要な問題や国際税務上の展開に敏感に反応しています。今回のVodafone判決も、中国の税務政策に少なからず影響を与えるものと思われます。

698号通達の意図するところは租税回避取引を取り締まることにあり、不明確で余分な負担を課すことでも税収を増加させることでもなく、また非居住者企業が国外において行う間接譲渡に対して課税権を越権的に行使することでもないことを私どもは理解しています。698号通達が現在直面している問題は、いかに有効にこの政策を実施することにより、虚偽の取引または租税回避目的の取引を発見、判定することができ、同時に適正な事業取引による利益が損なわれないようにするか、ということにあります。国家税務総局が明確な規定を設け、地方レベル税務局にもさらに指針を与えることで、上記のバランスが達成されることが望まれています。

（執筆者連絡先）

プライスウォーターハウスクーパース中国
日本企業部統括責任パートナー 高橋忠利
中国上海市湖濱路 202 号普華永道中心 11 楼
Tel : 86+21-23233804
Fax : 86+21-23238800

法務:従業員に競業避止義務を課するにあたって —最近の中国における法的実務からの考察—

北京市金杜法律事務所 パートナー弁護士
中国政法大学大学院 特任教授
劉 新宇

I. はじめに

営業秘密は、会社の大切な無形財産であり、一度漏れてしまうと、多くの場合において、回復し難い損害が生じることとなる。従業員の転職に際しては、費用と時間をかけて育成した人材の流失が問題となるのみならず、営業秘密や技術秘密の流出、従前の顧客の喪失など、多様な問題が危惧される。近年、中国では、人材流動の加速に伴い、営業秘密を握る従業員がライバル社に転職したことから、元の勤務先である会社が同人とその転職先の会社を相手取り、不正競争行為として損害賠償等を請求する訴訟事件が多発している。

2008 年の「労働契約法」¹では、従業員の労働契約期間中の営業秘密の保持に関する義務を明確にただけでなく、従業員の退職後の競業避止義務についても定めている。また、中国に進出する際に、従業員による営業秘密の漏洩について、十分な配慮を行う外資系企業も増えている。近年、多くの日系企業においても、事業の発展とともに、会社の営業秘密や技術秘密を保護しようという意識が高まっており、競業避止契約を利用するケースが徐々に増えつつある。

本稿では、競業避止の定義及び関連規定を紹介したうえ、最近の法的実務を踏まえ、競業避止にかかわる具体的な問題及び対応策について論じていきたい。

II. 競業避止とは

競業避止とは、競業禁止、競業制限ともいわれる。理論的な観点からいえば、その義務が存在する時間の差異に応じて、在職期間中の競業避止²と離職後の競業避止との区別もあるが、労働契約法の観点からみれば、一般的に、使用者と秘密保持義務を負う従業員との間で契約を結び、労働契約が終了し又は解除された後の一定の期間において、従業員が自ら若しくは他人のために使用者と同一の業務若しくは関係のある業務に従事すること、又は同種の業務若しくは関係のある業務に携わる他の組織に勤務することを禁ずる旨を約束するものであり、労働契約、秘密保持契約上に「競業避止」条項を設け、従業員が競業他社に就職して使用者の秘密情報を競業他社に漏洩することを予防しようとするものである。

¹ 2007 年 6 月 29 日公布、2008 年 1 月 1 日施行。

² 在職期間中の競業避止は、主に会社法に定める企業の董事、高級管理職の義務を指し、例えば、中国「会社法」149 条では、「董事、高級管理職は、株主会又は株主総会の同意を得ずに、職務上の便宜を利用して自己のため、又は他人のために会社の商機を奪い、在任する会社と同種の業務を自営し、又は他人のために経営することを行ってはならない」と定められている。実務上、董事、高級管理職だけではなく、一般的な従業員にかかる競業避止といえ、離職後の競業避止をいうのが一般的であるため、本稿は、これのみを検討対象とする。

すなわち、競業禁止は、使用者が、秘密保持義務を負う従業員との間の雇用関係がなくなった後、その従業員の再就職の道を制限することにより企業の営業秘密や技術秘密を保護するという目的を達成することを意図したものであるといえる。

2008年1月1日以前において、「労働法」など全国範囲で適用される法令では競業禁止について明確な規定が設けられておらず、単に地方法規・規定の中で競業禁止に関する内容に触れられている程度に過ぎなかった。「労働契約法」では、競業禁止について比較的明確な定めを設けているが、原則的なものに過ぎず、実用性は乏しいと言わざるを得ない。そのため、実務上、競業禁止について、使用者、従業員ともにその運用に際し困惑することが多く、さらには両者間での紛争も生じやすくなっている。

Ⅲ. すべての従業員に対して競業禁止義務を設定することはできるか

「労働契約法」24条では、競業禁止の制限を受けるのは、使用者の高級管理職、高級技術者及びその他の秘密保持義務を負う者に限る、と定めている。

上記規定の立法趣旨は、競業禁止を適用しうる従業員の範囲を制限することにある。原則として、企業の高級管理職及び高級技術者は、その職位からみて、企業の営業秘密に接する可能性が最も高い。それゆえ、「労働契約法」では、基本的にこれら特定の従業員を競業禁止の適用対象としているが、企業それぞれの組織構造と職責の配分が異なるという点も勘案され、「その他の秘密保持義務を負う者」も競業禁止の適用対象とするという柔軟な規定となっている。

これまで、競業禁止条項を直接、全社員に適用される労働契約に盛り込むケースがしばしば見受けられていたが、「労働契約法」の施行によって、競業禁止の適用対象が限られたため、こうした方法は明らかに法規定の趣旨に合致しなくなった。競業禁止義務の設定は、それを負う従業員の退職後に再就職できる範囲を制限し、従業員の権利・利益に多大な影響を及ぼす一方、使用者にとっても、競業禁止の適用を受ける従業員に対して経済的補償を支払う必要が生じ、軽視できない負担になる。したがって、法律規定はもとより、使用者も通常は、すべての従業員に対して競業禁止を求める必要はないものとする。

実務運用にあたっては、まず、従業員がその職位から見て企業の営業秘密に接する可能性があるか否かや、その可能性の程度を評価し、競業禁止を適用する必要がある従業員の範囲を画定し、その後、かかる者との労働契約又は秘密保持契約に競業禁止条項を設けることが望まれる。

また、「その他の秘密保持義務を負う者」について、企業は、可能な限り当該従業員が営業秘密にアクセスする具体的状況に関する証拠を保存し、労働契約又は企業の関連文書において当該従業員が接する可能性のある営業秘密及び/又は技術秘密のおおよその範囲を明確にすることが必要である。こうすることにより、後日紛争になっても当該従業員が秘密保持義務を負う者であることの証明が可能となる。

Ⅳ. 競業避止の補償金は、どのように約定すべきか

競業避止に対する補償問題につき、「労働契約法」23条は、「競業避止期間において月ごとに労働者に対して経済的補償を与える」と、原則的な内容だけを定めている。この規定を、具体的にはどのように運用すべきだろうか。

競業避止条項の実際の運用において最も紛争になりやすいのは、この補償金の支払基準に関する問題である。競業避止義務を負う従業員は、退職後の職業選択権に制限が加えられるため、収入のみならず、就労権と生存権にも多大な影響を受ける。当然、補償金を低く設定した場合は、従業員の権利・利益に不利に働く。一方で、補償金を高く設定してしまうと、企業の負担が大きくなり、企業が資金的な理由から従業員に競業避止義務を負わせることができなくなる可能性がある。

しかし、「労働契約法」及びその实施条例³には、競業避止期間において使用者が従業員に払うべき補償金の具体的基準が定められていない。各地域の規定にもばらつきがあり、理論上も、見解が統一されていない状態にある。

例えば、深圳市、寧波市、浙江省、江蘇省⁴などの地方では、それぞれ競業避止契約に定める補償金の最低金額を設定しているが、北京市と上海市⁵では、現在、競業避止の補償金の支払基準については当事者間の合意を基準とするという方針をとっており、最低金額についての定めは存在しない。

地方に明確な定めがある場合には、企業が設定する競業避止の補償金額は現地の基準に適合しなければならず、明確な規定がない場合には、企業は、自らの実情を踏まえて補償金の金額をより公平な範囲内に設定しなければならない。実務上、競業避止契約を締結する際、従業員は、使用者が提案する競業避止補償金の金額が不公平であると思っても、対等でない立場ゆえに、やむを得ずその提案を受け入れてしまいがちである。しかし、いったん補償金の基準につき両者間で紛争が生じたとき、あまりにも低い補償金は、労働争議仲裁機構又は人民法院（裁判所）により、公平さを欠くものとして調整され又は取り消されるリスクが存在するため、使用者は十分留意すべきである。

そのほか、競業避止条項に補償金が決められていなかった場合に、当該競業避止条項が有効かどうかという問題が存在する。

³ 2008年9月18日公布、同日施行。

⁴ 「深圳経済特区企業技術秘密保護条例」（2009年8月23日改正）24条、「寧波市企業技術秘密保護条例」（2010年7月30日改正）17条、「浙江省技術秘密保護弁法」（2008年7月8日改正）15条、「江蘇省労働契約条例」（2003年10月25日公布、同年12月1日施行）17条。

⁵ 「北京市高級人民法院、北京市労働争議仲裁機構による労働争議案件の法律適用問題についてのシンポジウムの記録」（2009年8月17日公布、同日施行）38条、「『労働契約法の適用に関わる若干問題の意見』の印刷配布に関する上海市高級人民法院の通知」（2009年3月3日公布、同日施行）13条。

労働契約や秘密保持契約の競業避止条項に競業避止の範囲、期間に関する規定はあるものの、補償金については何の規定もなされていないというケースは実際にもしばしば見受けられるが、この場合、競業避止条項が必然的に無効になるということではなく、使用者と従業員は、労働契約の解除又は終了までに、競業避止の補償金につき補充合意できるものと解される。また、仮に従業員が、すでに競業避止条項に従って競業避止義務を履行したにもかかわらず、使用者が補償金の支払いを拒んだとき、従業員は、労働争議仲裁機構及び裁判所に訴え、支払いを要求することができる。通常、労働争議仲裁機構及び裁判所は、関連規定に従い、かつ一定の自由裁量権を行使して、使用者に対してしかるべき補償金を支払うよう命じる。一方、従業員の競業避止義務の履行にあたり、使用者が補償金の支払いを拒んだ場合は、競業避止条項は従業員に対する拘束力を生じない。

V. 競業避止にかかる補償金はどのように支払うべきか

現在、一部企業において、秘密保持義務の対象となる従業員の給与明細書に秘密保持費という項目を明記し、当該秘密保持費が競業避止にかかる補償金に該当するものであり、これを従業員の給与に合算して支払うとの旨を秘密保持契約に記載する方法を採用しているケースが見受けられるが、このようなやり方は「労働契約法」の競業避止にかかる補償金の支払いに関する規定に違反するだけでなく、企業にリスクをもたらす可能性がある。

「労働契約法」23条は、競業避止にかかる補償金は使用者と従業員との間の労働契約が解除され、又は終了した後に、使用者が競業避止期間において月ごとに従業員に支払う旨を明確に定めている。したがって、競業避止にかかる補償金は、必ず労働契約が解除され又は終了した後に初めて支払われなければならない、労働契約の履行期間中に支払ってはならない。

企業が競業避止にかかる補償金を雇用関係の継続期間中に給与に合算して従業員に支払った場合には、労働争議仲裁機構又は裁判所により、補償金の支払いがなされていなかったと認定される可能性がある。また、本来雇用関係が解除された後に支払うべき補償金を、就労期間中に予め支払ってしまう、または労働契約解約時に一括で支払ってしまうと、使用者は、従業員が競業避止義務に違反した場合、補償金をすでに払ってしまったために主導権を失い、相当の損失を被る恐れがあるため、やはり競業避止期間中に、月ごとに支払うほうが良いと思われる。

VI. 使用者の違法行為により労働契約の解除又は終了に至った場合、従業員は競業避止義務を負う必要があるか

これは、使用者が「労働契約法」の規定に違反して一方的に労働契約を解除し又は終了させた場合、又は使用者の違法行為が原因で、従業員が労働契約の解除を申し出た場合、従業員はなお競業避止義務を負うべきかという問題である。

この問題については見解が分かれているが、筆者は、両者間で別途の合意がある場合を除き、使用者が競業避止条項に従って毎月従業員に補償金を支払っていれば、従業員は競業避止義務を履行する義務がある、と考える。その理由は次のとおりである。

競業避止契約は、その法的性質からすると、労働契約の付属文書であり、使用者と従業員との間に労働関係が存在することを前提とする。しかし、使用者が自社の営業秘密を保護し、従業員の退職後の就業選択権を制限するためのものであるため、一定の独自性を持つと解される。

また、発効の時点からすると、競業避止の規定は、労働契約が解除され、又は終了した後に初めてその履行が始まる。このとき、使用者が法に違反して労働契約を解除した場合には、「労働契約法」の規定に従いしかるべき責任をとることとなる。例えば、賠償金として、労働契約が解除され又は終了するときに使用者が通常支払う経済補償金の2倍に相当する金額を従業員に支払わなければならない。しかし、これにより競業避止条項が無効となり、従業員の競業避止義務が免除されるわけではない。

VII. 従業員が競業避止義務に違反した場合、どのような違約責任を負うか

「労働契約法」23条は、従業員が競業避止規定に違反した場合には、契約の定めに従って使用者に対し違約金を支払わなければならない、と定めている。さらに、同法90条は、労働者が労働契約に規定する秘密保持義務又は競業避止義務に違反し、使用者に損失をもたらした場合には、賠償責任を負う、と定めている。すなわち、従業員は違約金の支払い及び使用者の損失の賠償という形で違約責任を負うこととなる。しかし、実務においては、次のような問題が存在する。

従業員が競業避止義務に違反したためにもたらされた損失につき、使用者が従業員に賠償を求める場合、使用者は、従業員が競業避止義務に違反した事実のみならず、使用者が被った損害ないし損害額についても立証しなければならない。しかし、これは使用者にとって相当難しいことだといえる。なぜなら、従業員が競業避止義務に違反して使用者にもたらした損害は、往々にして直接、明快かつ正確に計算できるものではないからである。そのため、使用者が具体的な損害を立証することができず、労働争議仲裁機構又は裁判所の支持を得られない可能性は十分に存在する。

こうした損失賠償にかかる立証責任の難題を回避するために、違約金支払いの方式を選択する企業は少なくない。競業避止条項に具体的な違約金の金額を定めておけば、使用者は、従業員が競業避止義務に違反した事実を立証するだけで、従業員に違約金の支払いを求めることが可能となるからである。しかし、この場合も、「労働契約法」及びその実施条例に違約金の金額につき詳しい規定が存在しないゆえ、契約に定めた違約金の金額が高すぎる、公平性を欠くものであるとして無効とされる恐れがある。

実務上、「労働契約法」に特別な規定が存在しない現状において、労働争議仲裁機構又は裁判所は、「契約法」及びその関連司法解釈に定めている「違約金が調整可能」という関連規定を参照しつつ、公平の原則に基づき、契約で定めた違約金が使用者の実際の損害額に照らして適当なものであるかどうかを判断する。しかし、前述したように、実際の損害額を計算することは困難であるゆえ、その場合、労働争議仲裁機構又は裁判所の裁量及び判断は、金額調整を求める当事者の主張及び証拠をもとに行われることとなる。

Ⅶ. おわりに

市場競争の激化に伴い、中国に進出した多くの日系企業においても、営業秘密や技術秘密の保護に対する関心がますます高まっており、今後、競業避止は企業の人事管理において幅広く運用されることが予想される。他方、従業員の権利意識も日に日に高まりつつあり、企業と従業員との間における競業避止に関する紛争は増加傾向にある。そのため、いかに会社の実情を踏まえ、営業秘密、技術秘密を把握している従業員に対して競業避止義務を適用するかということが、企業にとって重要な課題となっている。これは企業の合法的な利益を保護する面においても、非常に重要な意味を持つといえるだろう。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心办公楼東楼20階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5878-5533

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所 :

北京・ブリスベン・キャンベラ・成都・重慶・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・メルボルン・ニューヨーク・パース・青島・上海・深圳・シリコンバレー・蘇州・シドニー・天津・東京



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大厦2樓 北京市北京經濟技術開發區榮華中路10号 亦城國際中心1号楼16層1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天 津 支 店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大厦21樓 天津市天津經濟技術開發區第三大街51号 濱海金融街西區2号楼A座3層	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大 連 支 店 大連経済技術開発区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11樓 大連市大連經濟技術開發區金馬路138号 古耕國際商務大厦18層	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10樓	86-510-8521-1818
上 海 支 店 上海虹橋出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大厦20層 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B樓22層	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333
深 圳 支 店	深圳市福田區中心4路1号嘉里建設廣場 第一座9層・10層	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融廣場24層 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華總商會大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環廣場2座18層	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20層	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888

三菱東京UFJ銀行

瀋 陽 駐 在 員 事 務 所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方園大厦7層705号	86-24-2250-5599
香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9層	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-5252-1646（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際事業本部 貿易投資相談部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。